

**第 2 次京丹後市行財政改革の  
取組に関する総括  
(平成 2 2 ~ 2 6 年度取組分)**

**平成 2 7 年 1 0 月作成  
京丹後市**

## 【 目 次 】

I	はじめに	1
第1	第1次行財政改革の総括	1
第2	第2次行財政改革大綱策定の経過	1
II	全体的総括	3
III	個別項目ごとの中間総括	6
第1節	地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進	6
1	地域自治活動等への支援	6
2	市民と行政の協働事業の推進	7
第2節	市民本位・市民起点の行政サービスの向上	8
1	行政サービスの向上	8
2	民間委託等の推進	10
3	職員人材育成の充実	10
4	信頼される市役所づくり	11
第3節	効率的・効果的な行財政運営の推進	11
1	組織・機構の在り方	11
2	職員定員等の適正化	13
3	財政の健全化	14
4	事務事業の見直し	17
IV	改革の主な取組の実績	19
V	改革による効果額	42
VI	改革による主な数値の推移	
1	大綱に掲げている数値の推移	43
2	推進計画に掲げている数値の推移	46

## I はじめに

本市は、平成16年4月1日に旧6町が合併し、京丹後市となって11年が経過しました。この間、平成16年12月に第1次行財政改革大綱を策定し、さらに、平成21年12月には第2次行財政改革大綱を策定し、持続可能な行財政運営の推進と市民満足度の更なる向上を図るため、引き続き全庁を挙げて行財政改革に取り組んできました。

このたび、第2次行財政改革の推進期間が終了しましたので、取組の実績をまとめ、本年度からスタートしました第3次行財政改革の取組に生かすため、その総括を行いました。

### 第1 第1次行財政改革の総括

第1次行財政改革では、合併直後において様々な問題が顕在化する中で、新しい行財政運営の基盤づくりに取り組みました。その結果、合併時未調整事項の解消、新市のまちづくりの基本理念を明らかにする京丹後市まちづくり基本条例の制定、協働事業の推進、職員の意識改革、職員数の削減、アウトソーシング<sup>1</sup>の推進、事務事業の見直しなど、必ずしも十分ではありませんが一定の成果を挙げることができました。

また、第1次行財政改革では、平成21年度決算額において、財政健全化の目標として設定した財政指標については、概ね達成したものの、平成27年度以降合併特例措置の逡減が見込まれる中、持続可能な行財政運営の構築に向け、継続して取り組むべき多くの課題を第2次行財政改革に引き継ぎました。

### 第2 第2次行財政改革大綱策定の経過

第2次行財政改革大綱を策定した平成21年度は、以前からの課題であった地方分権改革や少子高齢化などへの対応に加え、平成20年後半からの全国的な景気後退の影響により、地域経済の状況が以前にも増して悪化し、産業や雇用対策の重要性が非常に高まっていました。

このような状況に加え、合併特例措置<sup>2</sup>の終了が間近に迫っていたことから、市の発展と持続可能な行財政運営の推進に向けた更なる改革の必要があり、第1次

---

<sup>1</sup> 民営化、業務委託、指定管理者制度、人材派遣など

<sup>2</sup> 合併特例事業債の適用、普通交付税と臨時財政対策債における合併算定替による加算措置

行財政改革大綱の取組を踏まえて、引き続き行財政改革に取り組むこととし、平成21年12月に第2次行財政改革大綱を、平成22年3月には第2次京丹後市行財政改革推進計画（以下「第2次推進計画」という。）を策定し、行政が市民に対して総合的な責任を果たし、市民の声を広く聴きながら市民とともに更なる改革を行うため、第2次行財政改革に取り組みました。

## II 全体的総括

第2次行財政改革では、「市民とともに進める地域経営」、「市民からみた行政満足度の向上」及び「市民のための財政の健全化」の3つの基本方針に基づき、10の改革への取組項目を掲げて京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営の推進に向けて取り組んできました。

「市民とともに進める地域経営」では、まちづくりの最高規範として制定された京丹後市まちづくり基本条例（平成20年4月施行）の基本理念に沿った様々な取組を行ってきました。具体的には、地域にぎわい創り推進員の設置やコミュニティビジネスを応援することで市民と行政の役割分担と連携を図るなど一定の成果を挙げることができました。今後も市民とともに進める市民協働のまちづくりを目指します。

「市民からみた行政満足度の向上」では、市民本位・市民起点の観点から行政サービスの向上を目指し、便利で分かりやすい行政サービスの提供や職員の意識改革、積極的な情報公開による信頼される市役所づくりに努めてきました。また、行政サービスを維持・向上させながら職員数の適正化を進めるために、民間委託を推進するとともに、行政サービスの質の向上を目指し、公務品質向上推進専門委員の任用や研修等による職員の能力開発に向けた取組を進めました。今後、職員数の適正化を進める上で、行政は市民のためにこそあるという本質を意識し、行政サービスの質を高め、市民から信頼される市役所づくりに向け弛まぬ努力が必要です。

「市民のための財政の健全化」では、第2次定員適正化計画に基づく職員数の削減などによる経常経費の節減、積極的な財源確保、事務事業の見直し、合併特例措置逡減対策準備基金への積立てなどに取り組んできました。その結果、第2次行財政改革推進期間における行財政改革による効果額は約57億2千万円となったほか、第2次推進計画で財政健全化に向けた目標として掲げている財政指標は概ね目標数値を達成しました。（表1）

しかし、これらの財政指標については、標準財政規模<sup>3</sup>により大きく左右されます。本市は、普通交付税への依存が極めて高く、国の地方財政対策等の動向によって、今後の財政指標が大きく影響を受けることに留意しなければなりません。また、普通交付税の逡減や市税収入が減少傾向にある中で、今後とも厳しい財政状況が続く

---

<sup>3</sup> 地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込みの経常的な一般財源を示すもので、地方公共団体が自由に使える財源の大きさをいう。その団体の標準的な税収入額（標準税収入額と地方譲与税等）と普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を合算したものである。

と予想されます。

このような状況の中、普通交付税などの合併特例措置の逡減・廃止に備えながら、行財政改革を着実に推進することにより、合併特例措置終了後の歳入に見合った財政規模への転換と財政運営の健全化を図る必要があります。そのため、限られた財源を重点的かつ効果的に配分し、施策の「選択」と財源の「集中」により効率的・効果的に事務事業を実施していくとともに、行財政改革に係る各方針等<sup>4</sup>に基づき見直しを着実に進めてきました。今後も、より実効性のある歳出抑制の取組を進め、持続可能な行財政運営に取り組む必要があります。

さらに、合併による行財政改革の効果をより一層発揮するとともに、市民の利便性の向上を図るため、本庁機能の集約化とそれに合わせた組織・機構の見直しについて検討も引き続き行っていきます。

(表1) 財政指標等の目標値と実績値

項目	指標名	平成 20 年度 (実績)	平成 26 年度		備考
			(実績)	(目標)	
(1) 財政健全化に向けた目標	経常収支比率	95.1%	87.0%	90%台前半	
	公債費比率	18.7%	9.3%	19%未満	
	起債制限比率	14.1%	8.7%	13%台	
	実質赤字比率	△2.66%	△5.06%	△2%以下	
	連結実質赤字比率	△8.23%	△13.71%	△3%以下	
	実質公債費比率	17.3%	13.4%	18%未満	
	将来負担比率	172.5%	99.2%	200%未満	
(2) 基礎的な財政規模の目標※	基礎的な財政規模		376 億円	280 億円程度を目途	普通会計ベース
(3) 合併特例措置逡減対策準備基金の積立目標	合併特例措置逡減対策準備基金の積立		30 億 156 万円	25 億 5 千万円	
(4) 職員数の目標	職員数	795 人 (H21.4)	715 人 (H27.4)	717 人 (H27.4)	医療職給料表適用職員を除く職員数

※基礎的な財政規模の目標数値は、第2次推進計画策定時に算出した標準的な財政規模を示したものであり、大型建設工事の実施等は反映させていません。

<sup>4</sup> 市民と行政の協働推進指針、アウトソーシング推進に関する指針、職員人材育成基本方針、組織・機構編成方針、第2次定員適正化計画、補助金等に関する基本方針、公共施設の見直し方針

また、第2次推進計画では、行財政改革推進本部を中心に計画の着実な推進と進行管理に努めてきました。あわせて、市民で構成する行財政改革推進委員会へ推進計画の進捗状況の報告を行い、実施状況を市議会や市民に公表することで、行財政改革の実効性を高めるとともに、開かれた行財政改革が推進できました。

その結果、第2次推進計画で掲げる63の取組のうち58の取組（92.1%）が、平成26年度末において実施又は継続実施（休止を含む）となっています。また、取組段階が継続実施となる取組が多くなる中で、各取組の達成度や成果の評価を行いやすくするために平成24年11月に目標値を新たに追加したところです。しかし、平成27年度からの普通交付税等の逡減が開始され、また、人口減少・少子高齢化社会の急速な進展、市民ニーズの多様化・高度化などの市政を取り巻く状況の変化に対応し、京丹後市の更なる発展と持続可能な行財政運営を推進していくためには、新たに策定した第3次行財政改革大綱及び同推進計画に基づいた取組を着実に進めていく必要があります。

なお、平成25年に日本経済新聞社が全国812市区を対象に行政運営の革新度合いを調査した「第2回全国市区の経営革新度調査」において本市は、前回調査（平成23年）と比較して、総合評価で30位から23位（近畿1位）に順位が上がり、格付け評価もAからAAランクに格上げされました。

この調査は、行政運営の透明度、効率化・活性化度、市民参加度、利便度の4要素から行政運営の革新度を調査したものですが、外部評価の一つの指標として受け止め、更なる行政サービスの向上や効率化に取り組めます。

### Ⅲ 個別項目ごとの総括

#### 第1節 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進

##### 1 地域自治活動等への支援

###### (1) 協働に向けた育成支援

水と緑の里づくり支援員制度などの人的支援制度や地域振興交付金、地域振興対策事業補助金、市民力活性化推進プロジェクト事業補助金などによる地区や市民活動団体などへの活動の支援に取り組んでいます。

また、まちづくり委員会を平成22年6月に設置し、市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するための施策について諮問し、様々な施策方針の決定に反映しました。

一方、市民満足度調査（平成24～26年実施）の「自治会活動や市民活動に対して市からの必要な支援ができていない」の項目が低い評価になっており、不満の理由として「地域に人材が育つ取組が不足している」という回答が最も多くなっていることから、今後も、引き続き地域リーダーを始めとした地域の人材育成の取組や自治会・市民活動に資する情報提供に努めていく必要があります。

###### (2) 行政の支援体制の整備

平成22年10月にまちづくり委員から答申があった「市民と行政の架け橋として自治会活動、市民活動の支援窓口となるよう、地域活動に長けた民間人材を市民局に配置」という内容を受け、従来の地域パートナー<sup>5</sup>に加え、平成23年6月から地域サポーター<sup>6</sup>を大宮と久美浜市民局に配置し、地域の自治会活動と市民活動の支援を行いました。さらに、平成24年7月には、地域サポーターの職務を見直し、新たに地域にぎわい創り推進員<sup>7</sup>を配置（平成24年9月から全市民局に1人ずつ配置、平成26年6月からは、全市民局に2人ずつ配置）し、市民と行政の架け橋として地域へ出向く体制を確立するとともに、地域まちづくり計画の策定支援や自主防災組織の設置促進、コミュニティビジネスの応援などを通して地域のにぎわいを創出しています。

---

<sup>5</sup> 市職員が自主的な活動として自治会の活動に関わる取組

<sup>6</sup> 地域と市民局のパイプ役として、市の事業などの情報提供を行うとともに、まちづくりについての事務支援を行うために配置

<sup>7</sup> 地域の特性や特徴を生かしながら、市民と行政が協働して地域自治活動などの活性化を推進し、地域に賑わいを創出することで、良好な地域社会の形成及び振興を図るために配置



## 2 市民と行政の協働事業の推進

### (1) 市政参加の環境づくりの充実

市政情報の積極的な発信のため、広報きょうたんご、広報きょうたんごおしらせ版、わかりやすいことしの予算、くらしの支援ガイド、京丹後市白書、市勢要覧、防災行政無線、ケーブルテレビ、コミュニティFM、フェイスブックのほか、ユーチューブに京丹後市公式動画チャンネルを、ニコニコチャンネルに公式チャンネルを開局するなど、様々な媒体を活用した市政情報の提供を積極的に行うとともに、市政への関心を高めるため、まちづくり出前講座の充実を図っています。特に、広報紙については、分かりやすいという視点を重視して見直しを行った結果、京都広報コンクールで知事賞（最優秀賞）を4回受賞し、さらに近畿市町村広報紙コンクールでは4年連続で優秀賞を受賞することができました。

また、市民からの意見聴取については、市長のまちづくり夢座談会<sup>8</sup>やまちづくり青年塾<sup>9</sup>に取り組むとともに、パブリックコメントやご意見箱に加え、市民施策提言や審議会等への公募委員の募集と委員就任などにより、市民からの意見を反映した市政の推進に努めました。

しかし、市民満足度調査において、「市は、広く市民の意見を聴く努力をしている」「市民の意見は、市政に活かされている」の項目が低い評価となっており、その主な理由が「意見が言える機会が少ない」「意見を言う方法が分からない」「市政に生かす積極性が感じられない」となっています。このことから、パブリックコメントやご意見箱の取組や、審議会への市民参加の促進など、市民が計画の策定や評価に主体的に関わる取組を推進が必要です。一方で、市政情報の提供については、「役立っている」「分かりやすい」という評価が多くなっており、今後も引き続き、市民にとって分かりやすく役に立つ情報の提供に努めていきます。

### (2) 協働事業の推進

災害時の応援協定などの既に締結している協定の継続・充実を図るとともに、企業や自治体と新たな協定を締結しました。

---

<sup>8</sup> 市長が地域の団体、グループ、サークルなどへ出向き、市政についてざっくばらんに語り合うことにより、市政に対する市民の理解と関心を深めるとともに、市政運営の参考とする取組

<sup>9</sup> 若者が市の将来のビジョンについて語り合う取組

また、地域にぎわい創り推進員による地域まちづくり計画の策定、自主防災組織の組織化促進、地域の特性や特徴を生かした地域自治活動の活性化などへの支援、小規模で簡易な公共事業の地域実施小規模公共事業<sup>10</sup>の実施など、協働事業を推進しているところです。

今後も、前述の取組などにより、市民と行政が協働で地域づくりを推進する体制を継続していくことが重要です。

また、市民満足度調査において、「市民と市役所が連携・協力してまちづくりを進めている」の項目が低い評価になっており、その主な理由が「連携・協力することの意識づくりが進んでいない」「連携・協力する機会が余りない」「地域課題に取り組む地域の人材や団体が育っていない」となっています。そのため今後、市民と行政双方の協働に対する意識づくりを促進するとともに、職員の市民活動への積極的な参加の推奨及び市の事業に市民が参画する機会の充実に努めていく必要があります。

## 第2節 市民本位・市民起点の行政サービスの向上

### 1 行政サービスの向上

#### (1) 便利で分かりやすい行政サービスの提供

第2次行財政改革において市民本位・市民起点の行政サービスの向上を目指す中、市民の利便性の向上を図るため、窓口事務の総合化（ワンストップサービス）を始め、延長窓口、電話予約・時間外交付や郵便局窓口による証明書交付サービスなどに引き続き取り組みました。

また、従来から取り組んでいるインターネットによる公共施設予約や図書館蔵書検索・予約などのサービスに加え、暮らしに役立つ情報発信の充実と更なる利便性の向上を図るため、京丹後市携帯ウェブサイトをリニューアルしたり、利用者が探したい情報を見つけやすくするために市ホームページのトップデザインなどの変更を行ったりするなど、インターネットサービスの充実にも取り組みました。その結果、手続きのオンライン化の認知度が高まり、インターネットによる図書貸出し予約や情報公開請求などの行政手続件数が増加しま

---

<sup>10</sup> 平成25年4月から実施している地域協働型小規模公共事業のうち、地区要望を行った地域が必要に応じて市民局又は所管部課の助言を得ながら、工事等を行うために必要な原材料費もしくは機械借上費又はその両方の支給を受けて実施する事業

した。

しかし、市民満足度調査の「窓口業務の延長サービスなど、便利なサービスが増えている」の項目における主な不満理由が「サービスの内容が限られている」「サービスの時間帯が合わない」となっており、市民が必要とするサービスの内容や時間帯を把握し、電子申請手続きサービスの拡充も含めた効果的かつ効率的なサービスの提供に向けた検討が必要です。

また、不満理由の中には、「サービスを知らない」「サービスの内容が分からない」という意見もあったことから、既に行っている便利なサービスの周知を行っていく必要があります。

## (2) 親しみやすい市役所づくり

第2次行財政改革において市民本位・市民起点の行政サービスの向上を目指す中、市民の立場に立った親切で信頼される対応に取り組むため、平成22年度から心くばりの市役所づくり運動として全庁的に職員の接遇改善や分かりやすい文書作成などに取り組んでいます。

また、平成25年度から公務品質向上推進専門委員<sup>11</sup>を任用し、民間の視点から接遇マナーの向上を図り、さらに、平成26年度から総合窓口案内担当者を置くなど、親しまれる市役所づくりの取組を進めています。

引き続き、適切な接遇を目指した取組を進めていくことが必要です。

## (3) 職員の意識改革

職員が市民本位・市民起点の原点に立つために、前述のとおり平成22年度から心くばりの市役所づくり運動として職員の接遇等改善と意識改革に取り組んでいます。

また、平成23年度から組織方針に基づき職員が目標を掲げ、その目標に向け、主体的・挑戦的に業務に取り組むことで職員の意識改革を図ることなどを目的に、市長部局の課長補佐級以上の職員を対象に方針共有制度を試行導入しました。さらに、平成24年度からは対象部局を教育委員会事務局（幼稚園、保育所除く）及び消防本部を加えるとともに、対象職員を係長以上の職員へ拡大しました。今後も継続して取組を職場や職員へより一層浸透を図っていくこ

---

<sup>11</sup> 職員の時間外勤務の削減、適正な事務処理、来庁者や電話での接遇マナーの向上など、民間の視点から更なる公務能率の向上を図るため配置

とに加え、義務化された人事評価制度を効果的に活用していくことが必要です。

## 2 民間委託等の推進

第2次推進計画に掲げている給食調理業務や放課後児童クラブ運営業務の民間委託、公の施設への指定管理者制度の導入のほか、上下水道お客様センターの開設、保育所の民営化など、合併以来、アウトソーシングを行財政改革の重要課題として位置付け、職員数の適正化に努めながら、行政サービスを低下させず行政運営を行うため、「民間に任せたほうが効率的・効果的に業務執行ができるものは民間に任せる」ことを基本に積極的にアウトソーシングに取り組みました。

今後も、前述の考え方を基本にアウトソーシングの検討、推進を行うとともに、アウトソーシングした業務のモニタリングなどを通じて、その事務事業の課題や問題点を的確に把握することで、業務改善のサイクルを構築し、行政サービスの向上と業務の効率化を進めることが必要です。

## 3 職員人材育成の充実

### (1) 職員の資質向上と能力開発

本市では、住民満足拡大型職員<sup>12</sup>を育成するため、職員人材育成基本方針に基づき毎年度職員研修計画を策定し、各種研修の実施や関係機関が実施する研修会などへの参加により、職員の能力向上に努めてきました。また、新規採用職員の職場内での育成を進めるため、平成24年度から新規採用職員の配置職場に教育担当職員を設置するとともに、民間の視点から職員の能力向上を図るため平成25年度から公務品質向上推進専門委員を任用しました。さらに、職員自らが関心を持った研修に申し込む公募型研修のメニューの充実に加え、平成23年度からグループ自主研修制度を新設し、職員の主体的・積極的な課題研究への取組支援と職員の研修意欲の向上にも努めています。

今後も、職員が自身の強みや弱みを認識した上で、能力の向上に向け、弛まぬ努力を行うことが人材育成の基本となることから、引き続き、職員の自己啓発の推奨と支援を行うことが必要です。

---

<sup>12</sup> 職員人材育成基本方針に掲げる市が目指す職員像。市民に対して説明責任を果たしたり、市民の立場に立ってまちづくりを進めたりすることなどができる職員をいう

## (2) 人事評価制度の充実と人材育成

組織方針に基づき職員が目標を掲げ、その目標に向け、主体的・挑戦的に業務に取り組み、その目標の達成度とプロセスを上司が評価する方針共有制度を平成23年度から導入し、対象部局と対象職員の拡大を図ってきたところです。

また、地方公務員についても、平成28年度から人事評価制度が法律で義務化されることに伴い、これまでから取り組んできた方針共有制度や勤務成績評定制の実績と蓄積を踏まえ、職員の意欲や能力を最大限に発揮でき、士気高揚につながる制度として構築し、定着させていく必要があります。

## 4 信頼される市役所づくり

第1次行財政改革から取り組んでいる情報公開条例による情報公開、市長交際費の使途公開、議会審議（本会議）の生中継、附属機関の会議公開、予算編成方針と編成過程の公表、工事・業務委託の入札結果の公表などに加え、平成23年度当初予算から部局別優先事業（平成25年度当初予算からは部局別要求ポイント）をホームページで公表したり、平成23年4月から物品・役務の入札結果についてホームページでの公表を開始したりするなど、透明性の高い市政を推進しています。

その結果、京都府内のオンブズマン組織が共同で行った「平成23年度情報公開度ランキング調査」では、本市の情報公開の取組が高く評価され、満点で京都府内1位を獲得しました。

今後も積極的な情報の発信・公開により、行政運営の透明化を図り、市民に開かれた市政を推進していくことが必要です。

あわせて、職員の不祥事や心無い対応などにより、市役所全体に対する信頼が損なわれることがないように、また、適正な事務処理と適切な対応ができるよう公務品質の向上やコンプライアンス<sup>13</sup>の徹底を図っていく必要があります。

## 第3節 効率的・効果的な行財政運営の推進

### 1 組織・機構の在り方

#### (1) 効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築

合併以来、効率的な組織・機構の構築に努めてきたところですが、職員数の

---

<sup>13</sup> 法令や社会規範、公務員倫理を遵守すること

適正化に取り組む中で、より一層、円滑で無駄のない組織運営を図るために、組織の見直しや係長制の導入など効率的な組織体制の構築を図っています。今後も市民ニーズが高度化・多様化し、地方分権が進展する中で、効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築と、職員数を考慮しながら不断の見直しをする必要があります。

また、まちづくり委員会から平成24年2月に「分庁舎方式の今後の在り方」において、「今後の市財政及び職員定員適正化に対応するとともに行政サービスの水準を維持するための行政運営の効率化を進めるため、本庁機能を1か所に集中配置するべきである」と答申を受けました。これらを踏まえ、平成27年2月に本庁舎整備検討委員会を設置し、3月に本庁舎集約化基本方針を策定したところですが、合併による行財政改革の効果をより一層発揮するため、本庁機能の集約化を含め、分庁舎方式の今後の在り方について引き続き検討を進め、より一層の行政運営の効率化と市民の利便性の向上に向け努めていく必要があります。

## (2) 迅速で機能的な機構の構築

組織横断的な課題に迅速に対応するため、臨時的な組織として地域活性化モデルケース推進プロジェクトチーム（公共交通プロジェクトチームの後継）、農商工観連携促進プロジェクトチーム及び環境先進都市推進プロジェクトチームを設置するとともに、特別の事務を処理するため、百歳健康長寿推進チームや東日本大震災「地域経済と暮らしの安定」緊急対策チーム、工業団地造成事業推進チーム、くらしとしごとの総合サポートチームを設置し、課題解決に向け取り組んできました。

また、人事異動において時間外勤務時間の多い職場には職員を増員するなど、職場の体制に応じた人員配置にも努めています。

しかし、市民満足度調査において「市役所が市民ニーズや行政課題に迅速・柔軟に対応できる体制となっている」という調査項目が低い評価になっていることから、その主な理由である「本庁と市民局の役割分担が分かりにくい」「部署間や職員間の連携が取れていない」という課題も踏まえ、市民ニーズを把握しながら、迅速で機能的な機構の構築に努める必要があります。

### (3) 行政関連施設の見直し

保育所再編等推進計画（平成18年10月策定、平成23年3月見直し）や学校再配置基本計画（平成22年12月策定）に沿って保育所、学校の再配置を進めました。

また、その他の施設の見直しについては、平成24年9月に策定した公共施設の見直し方針に基づき、順次、見直しを進めており、平成26年度末において14施設の見直しを完了しました。引き続き施設利用者等への丁寧な説明などを行い、着実に見直しを進めることが必要です。

## 2 職員定員等の適正化

### (1) 定員適正化計画の推進

将来の財政状況を見据えた持続可能な行財政運営のため、第2次定員適正化計画に基づき、行政サービスと職員数の適正規模に留意しながら、定員の適正化に努めており、計画で目標としている職員数を達成しました。

あわせて、時間外勤務の縮減に向け、ノー残業デーやパソコンの自動電源OFF、事務事業の見直しなどの各職場が中心となった取組に加え、職員の適正配置、任用方法の工夫、アウトソーシングの推進に取り組んでいます。また、民間の視点からも時間外勤務の縮減を図るため、平成25年度から公務品質向上推進専門委員を任用しました。

職員一人当たりの年間時間外勤務時間数（病院職員並びに選挙及び災害対応を除く）は、平成23年度をピークに減少しつつありましたが、平成26年度は、地方創生関連事業や米軍基地設置に伴う交付金事業、海の京都関連事業、合併10周年記念事業などの突発的・臨時的事業の増加、総合計画を始めとした各種計画等の見直し時期が重なったことなどもあり、時間外勤務時間数の減少には至りませんでした。今後も、職員数と職員負担の適正化を両立していく必要があります。

### (2) 職員給与の適正化

職員給与については、これまでから人事院勧告に準拠しながら適正化に努めるとともに、平成25年度には、地方公務員給与支給減額措置の要請とそれを前提にした交付税減額に対応するため、職員給与の一時カット（平成25年7月～平成26年3月）を行いました。また、平成26年度には、人事院勧告に

準拠し、民間給与との格差に基づく職員給与の増額改定を行う一方で、平成27年度から民間賃金の低い地域における官民給与の実情を反映して給料を引下げ「給与制度の総合的見直し<sup>14</sup>」を併せて実施しました。

職員給与については、職務給の原則、均衡の原則を踏まえ、引き続き適正化に努めていく必要があります。

### 3 財政の健全化

#### (1) 積極的な財源確保

平成22年4月から本格稼働を始めた京都地方税機構の業務も一定軌道に乗り、滞納税の徴収実績も年々向上しつつあります。

また、料金についても、平成22年4月に債権の管理に関する条例を施行するとともに、管財・収納課が中心となって債権整理を実施することで、債権管理の一層の適正化に努めています。

平成22年度決算において、一般会計を始めとした全会計の未収金の総額は、12億5千万円と合併後最大となりました。税金と料金の未収金については、京都地方税機構と市の関係部署との連携による徴収努力に加え、地方税法や債権の管理に関する条例に基づく債権整理に努めたり、平成25年10月から市税と一部の料金についてコンビニエンスストアでの収納を開始したりするなど、徴収率向上に向けた取組を進めてきました。その結果、平成26年度決算における未収金の総額は約9億4千万円に減少しました。今後も、負担の公平性及び財政の健全化の観点から未収金の解消に向けた取組を引き続き積極的に推進する必要があります。また、現在、徴収コスト削減と納税環境整備による納税者の利便性向上を目指して、課税業務の共同化への協議が進められており、共同化へのスムーズな移行が新たな課題です。

さらに、従来から行っている未利用市有財産の売却・貸付けについて、売却対象となる物件数の減少や貸付料総額の減少などにより、収入金額が年々減少してきていることから、平成24年度から開始したインターネットによる不要物品などの売却を推進するとともに、有料広告掲載の取組や平成27年度から一部の公共施設の自動販売機設置事業者の入札による決定などの新たな財源確保を進めていますが、引き続き積極的な財源確保の方策を検討していく必要があります。

---

<sup>14</sup> 民間賃金の低い12県の官民給与の差を踏まえ、国家公務員の俸給表の水準を平均2%引き下げ、地域手当等の見直しを行うもの。本市では、俸給表の引き下げのみ実施。



また、施設の維持管理や行政サービスの提供に当たっては、使用料や手数料を利用者から徴収して経費に充てていますが、適切な受益者負担と使用料等の見直しについて検討していく必要があります。

## (2) 行財政運営のスリム化

後年度に活用できる基金を積み立てることで、普通交付税の逡減期間を実質的に延長し、普通交付税などの合併特例措置の終了に伴う急激な市民サービスなどの低下を抑制するため、平成22年度から合併特例措置逡減対策準備基金を設置し、平成26年度末までに30億円の積立てを行いました。

また、全庁的に歳出抑制に向けた事務事業の見直しを行い、3か年の抑制項目と金額を明らかにする歳出抑制の道標を平成23年度から策定しています。しかし、担当部局によって事業一つ一つを議論して行う抑制には限界もあることから、統一基準によって歳出の総額抑制を進めるため、平成24年9月に補助金等に関する基本方針と公共施設の見直し方針を策定し、補助金や施設の全庁的な見直しを進めています。

普通交付税等が逡減される第3次行財政改革の取組期間においても、より実効性のある歳出の抑制策を引き続き検討し、取り組むことが重要です。

## (3) 財政計画の策定と新地方公会計制度を踏まえた情報公開による透明性の向上

第1次京丹後市総合計画の実施計画の策定に合わせ、中期的な財政健全化の指針とするために財政見通しを作成・公表しています。

なお、従来から公表していた新地方公会計制度に基づく財務書類4表については、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体で、新たに国が示す統一的な基準による財務書類の作成をすることとなっており、現在、作成に向けた準備をしており、平成29年度から公表していく予定です。

また、市の予算は、そもそも市民のものであり、予算の内容や財政状況を市民に分かりやすく説明する必要があることから、わかりやすいことしの予算の発行など、引き続き、市民目線での分かりやすさに工夫し、広報紙・ホームページを活用するなど積極的に公表していくことが重要です。

## (4) 予算システムの改革

これまで、物件費と維持補修費の経常経費について枠配分方式を設定したり、選択と集中の視点による事業に対する優先順位付けを行うなど、様々な手法を

試行的に導入してきましたが、予算要求の段階でほとんど効果が得られませんでした。

また、現状の歳出抑制の道標の取組において、各部局に抑制目標額を設定し、事務事業の見直しに取り組みましたが、予算要求時点での事業費の増加要求も多くあり、抑制効果が十分に機能しているとは言い難い状況です。

このため、枠配分方式にこだわらず、平成27年度からの普通交付税等の通減に耐え得る新たな予算編成手法の検討が必要です。

#### (5) 地方公営企業等の経営健全化

病院事業については、市立病院改革プラン（平成20年度策定）における数値目標の達成に向け、病院事業経営の改善に取り組んだ結果、収益的収支（営業成績）が、平成21年度から4年連続の黒字決算となったものの、平成25・26年度は赤字決算となりました。市立病院改革プランは、平成23年度で終了しているため、市立病院経営計画（平成26年9月策定）における新たな経営目標に基づき、引き続き、経営の健全化に向けた取組を進めています。

国民健康保険事業については、平成22年4月からの国保税率の改正により国保税収入が増加した一方で、被保険者1人当たりの医療費は年々増加し、療養の給付費などの保険給付費の総額は増加を続けており、非常に厳しい財政運営状況に直面しています。さらに、高齢化の進展や医療の高度化などによる医療費の増加や後期高齢者医療制度への支援金の増加などの歳出の増加が今後も継続することが見込まれます。そのため、増加傾向にある医療費の適正化について、より一層推進するなど、安定的な国保財政運営に向けた取組を強化していく必要があります。

国民健康保険直営診療所事業については、地域住民の身近な医療機関として、診療を行っていますが、患者数の減少等により経営的にも苦しい状況にあり、一般会計からの繰入れを行うことで運営を維持しています。平成26年度の形式収支は黒字になりましたが、今後も事業の安定化と多様化する医療ニーズの対応に向けた取組が必要です。

簡易水道事業については、平成23年4月から料金の値上げを行ったことにより、一定の収支改善が図られました。さらに平成26年12月には、平成27年度から上水道及び簡易水道の水道料金の見直しを決定しました。水道事業

については、水道事業基本計画の財政収支の中で見込んでいたところではあります。施設の更新に伴う減価償却費の増加、給水人口の減少などにより、平成23年度に合併後初めて単年度の経常収支が赤字となり、それ以降、平成26年度まで赤字が続いています。このような中、平成29年度の簡易水道事業と水道事業の経営統合に向け、平成26年3月に水道事業基本計画を策定し、給水人口の減少を見据えた給水区域の見直しや小規模施設の統廃合、有収率<sup>15</sup>の改善等による経費節減と地震等の災害に対応できる施設の更新を目的に取り組んでいます。今後も、引き続き事業の健全かつ安定的な経営を目指していきます。

公共下水道事業、集落排水事業及び浄化槽整備事業については、使用料収入の不足を基準外の一般会計繰入金で補っているのが現状です。このため、平成26年4月使用分から下水道使用料の値上げを行ったところですが、今後も経営健全化に向けて、水洗化率の更なる向上を始め、事業の安定運営に向けた取組が必要です。

工業用地造成事業については、森本工業団地へ早期の企業立地に向けた取組が必要です。

#### 4 事務事業の見直し

限られた財源の中で、効率的・効果的な事業実施を行うため、毎年行政評価を実施（平成25年度までに全施策の評価が一巡したこと、総合計画の更新時期であったことから平成26年度は休止）していますが、毎年の予算編成過程で事業費が厳しく精査されてきたことや行政評価を数年間繰り返してきたことにより、内部評価によるコスト削減や事務事業見直しの効果を求めることが限界に近づいている状況にあると思われます。しかし、合併による普通交付税などの特例措置の終了を間近に控える中で、更なる事務事業の見直しが必要不可欠であることから、平成23年度には行政評価の外部評価から新たに歳出抑制の視点を加えて議論を行い、外部評価による大胆な歳出抑制の提案も事務事業の見直しへ活用しています。あわせて、具体的な歳出抑制の行程を示した歳出抑制の道標を平成23年度から作成し、以後、歳出抑制の項目を毎年度見直

---

<sup>15</sup> 水道施設から家庭などに供給している水道水のうち、実際に使用されて収益となった水量の比率

しながら、事務事業の見直しを行っています。今後も、歳出抑制の道標や外部評価の結果を有効に活用しながら、着実に事務事業の見直しへつなげられるよう、取組方法の検討なども含め進めていきます。

また、個別の事業一つ一つを議論する手法のみでは事務事業の見直しがなかなか進展しないことから、平成24年9月に策定した公共施設の見直し方針と補助金等に関する基本方針に基づき公共施設や補助金などの整理を行っていくとともに、その他の事務事業についても、市役所全体で見直していく仕組みづくりが必要です。

なお、事務事業の見直しに当たっては、代替措置やより効果的又は効率的な事業への転換について検討を行うなど、市民生活や利便性への影響に配慮することも必要です。

#### IV 改革の主な取組の実績（平成22～26年度分）

※ 実績数値について説明がない場合は、取組最終年度（平成26年度）実績を掲載しています。

※ 実績数値の右側に比較数値として、平成21年度実績などを掲載しています。

### 第1節 地域力の活性化の支援と協働による行財政運営の推進

#### 1 地域自治活動等への支援

(1) 協働に向けた育成支援		
過疎化・高齢化の進んだ小規模集落等への人的支援		
○ 水と緑の里づくり支援員の配置 支援地区：5地区（平成21年度：6地区） 支援員：4人（平成21年度：4人）	（継続実施）	市民部
地域リーダーの育成・支援		
○ 区長連絡協議会研修会の開催 開催回数：1回（平成21年度：11回）	（継続実施）	市民部
○ 市民力活性化推進プロジェクト事業補助金の交付 市民の潜在力や市民活動の活性化に貢献する活動を支援 応募団体数：13団体（平成21年度：13団体） 採択団体数：13団体（平成21年度：11団体） 交付金額：2,339千円（平成21年度：7,070千円）	（継続実施）	市民部
「京丹後市まちづくり委員会」の設置		
○ 京丹後市まちづくり委員会の設置 ・ 京丹後市まちづくり委員会の設置（平成22年6月、委員12人） 市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するため設置 ・ 答申内容 ① 地域のまちづくりを自治と協働により進める組織や活動、これらを促す施策のあり方について（平成22年10月答申） ② 市民局に市民が集い、市民局が協働の拠点となるような市民局のあり方について（市民局のにぎわいの再生について）（平成22年10月答申） ③ まちづくり基本条例施行後4年以内ごとの検討及び見直しについて（平成23年9月答申） ④ 分庁舎方式の今後の在り方について（平成24年2月答申） ⑤ 地域振興交付金の在り方について（平成26年1月答申） ⑥ 住民総幸福のまちづくり条例（仮称）の制定について（平成26年10月答申） ⑦ 市民局長の外部登用について（平成26年12月答申）	（平成22年度～※） ※ 平成24年度（休止） [会議未開催]	市民部
(2) 行政の支援体制の整備		
市職員の地域担当制の検討		
○ 市職員の地域担当制の検討	（検討中）	市民部

○ 地域パートナーによる活動支援 地域パートナー届出職員数（平成 26 年度末）：49 人（平成 21 年度末：59 人）	（継続実施）	市民部
<b>その他</b>		
○ 地域サポーターの設置 地域サポーター数：2 人（2 市民局、平成 23 年 6 月～平成 24 年 6 月）	（平成 23～24 年度）	市民部
○ 地域にぎわい創り推進員の設置 地域にぎわい創り推進員数：12 人（6 市民局、平成 24 年 9 月～） ※ 平成 24 年 7 月から 2 人 [2 市民局] を設置し、平成 24 年 9 月から 6 市民局に拡大、平成 26 年 6 月から各市民局 2 人（計 12 人）体制に拡充	（平成 24 年度～）	市民部
○ コミュニティビジネス応援補助事業 京丹後市コミュニティビジネス応援条例（平成 26 年 4 月施行） 採択団体数：7 団体 交付金額：7,635 千円	（平成 26 年度～）	市民部

## 2 市民と行政の協働事業の推進

### （1）市政参加の環境づくりの充実

<b>積極的で‘わかりやすい’市政情報の提供</b>		
○ 市政情報の提供 ・ 広報きょうたんご（月 1 回発行） ・ 広報きょうたんごおしらせ版（月 2 回発行） ・ 暮らしの支援ガイド（年 1 回発行） ・ 京丹後市白書（年 1 回発行） ・ 市勢要覧（平成 26 年 11 月発行） ・ わかりやすいことしの予算（年 1 回発行） ・ 防災行政無線（市内一斉定時放送、各町個別放送） ・ ケーブルテレビ（自主放送チャンネルで市政情報番組を毎日放送） ・ コミュニティ FM（毎週平日に 1 日 2 回の市政情報の放送、職員が出演する市政情報番組を毎週放送） ・ フェイスブックを開設（平成 24 年 8 月～） ・ ユーチューブ「京丹後市公式動画チャンネル」を開局（平成 25 年 12 月） ・ 「ニコニコチャンネル」に公式チャンネルを開局（平成 26 年 4 月）	（継続実施）	秘書広報広聴課
○ 京都広報賞等における受賞 ・ 広報紙の部 知事賞（最優秀賞）を受賞  会長賞（優秀賞）を受賞 ・ 組写真の部 会長賞（優秀賞）を受賞 ・ 1 枚写真の部 会長賞（優秀賞）を受賞 ・ 府民賞を受賞	（平成 22・23・25・26 年度） （平成 24 年度） （平成 22・24・25・26 年度）  （平成 24 年度） （平成 24 年度）	秘書広報広聴課

○ 近畿市町村広報紙コンクールにおける受賞 ・ 優秀賞を受賞	(平成 23・24・25・26年度)	秘書広報広聴課
○ 審議会等の会議の公開 公開会議数：21 会議[61 回] (平成 21 年度：16 会議[51 回]) 傍聴人数：12 人 (平成 21 年度：29 人) 一部非公開とした会議：1 会議 4 回 (平成 21 年度：1 会議 3 回) 非公開とした会議：7 会議[24 回] (平成 21 年度：7 会議[154 回])	(継続実施)	企画総務部
<b>市民意見聴取の取り組みの推進</b>		
○ 行政懇談会の開催 ・ 市長のまちづくり夢座談会 開催回数：5 回、参加者数：116 人 (平成 20 年度：6 回、272 人) ※ 平成 21 年度は開催を見送り、学校再配置・保育所再編等説明会を集中的に実施 ・ 市長の地域づくり出前座談会 (平成 24 年 7 月～) 開催回数：3 回、参加者数：35 人	(継続実施)	秘書広報広聴課
○ ご意見箱の設置 ご意見数：176 件 (平成 21 年度：253 件)	(継続実施)	秘書広報広聴課
○ パブリックコメントの実施 意見募集した案件数：累計 58 件[平成 22 年度～] (平成 17～21 年度：52 件) 市民から意見があった案件数：累計 11 件[平成 22 年度～] 意見を反映した案件数：累計 5 件[平成 22 年度～] 市民からの意見：累計 141 件[平成 22 年度～] (平成 17～21 年度：467 件)	(継続実施)	企画総務部
○ 市民施策提言受付集中月間の実施 (平成 26 年 10 月～11 月) 提言数：12 件	(平成 26 年度)	秘書広報広聴課
○ 京丹後まちづくり青年塾の開催 (平成 24 年 10 月～) 市への提案件数：累計 3 件 [平成 24 年度～]	(平成 24～25 年度)	企画総務部
○ 京丹後青少年未来議会を開催 市内 8 中学校、3 高校から代表議員 2 人ずつの 22 人が、産業振興策や道路交通、安心・安全のまちづくり、医療などに関する議題を取り上げ、施策の現状や今後の展望について質問 (京丹後青年会議所が企画)	(平成 25 年度)	秘書広報広聴課
○ 審議会等委員などの公募委員の候補者を募集 (無作為抽出型公募委員) 候補者名簿登録者数：72 人 委員就任人数：11 人	(平成 25 年度～)	企画総務部
<b>出前講座の推進</b>		
○ 出前講座の実施 講座メニュー：70 件 (平成 21 年度：60 件) 延べ開催回数：310 回 (平成 21 年度：244 回) 累計 1,305 回 [平成 22 年度～] 延べ参加者数：7,536 人 (平成 21 年度：8,286 人) 累計 37,689 人 [平成 22 年度～]	(継続実施)	秘書広報広聴課
<b>協働推進のホームページの作成</b>		
○ 市民協働のまちづくりのホームページを開設 市ホームページ内に市民協働ページを新設 (平成 23 年 2 月) 市民協働のまちづくり事例を紹介	(平成 22 年度～)	市民部

若い世代への市政情報の提供		
○ 広報きょうたんごを市内の美容室や理容店、金融機関などへ配架（平成23年6月号～） 配架店舗数：63店舗（平成23年度：56店舗）	（平成23年度～）	秘書広報広聴課
<b>（2） 協働事業の推進</b>		
「市民と行政の協働推進指針」の推進		
○ 地域サポーターの設置【再掲】 地域サポーター数：2人（2市民局、平成23年6月～平成24年6月）	（平成23～24年度）	市民部
○ 地域にぎわい創り推進員の設置【再掲】 地域にぎわい創り推進員数：12人（6市民局、平成24年9月～） ※ 平成24年7月から2人〔2市民局〕を設置し、平成24年9月から6市民局に拡大、平成26年6月から各市民局2人（計12人）体制に拡充	（平成24年度～）	市民部
○ 水と緑の里づくり支援員の配置【再掲】 支援地区：5地区（平成21年度：6地区） 支援員：4人（平成21年度：4人）	（継続実施）	市民部
○ 市民協働のまちづくり事業補助金の交付 地区所有施設の整備や修繕、村おこし・地域づくり事業及びその他事業に対して補助金を交付 交付件数：154件（平成21年度：149件） 交付金額：15,990千円（平成21年度：17,623千円）	（継続実施）	市民部
協働事業提案の実施		
○ 市民力活性化推進プロジェクト事業補助金の交付【再掲】 市民の潜在力や市民活動の活性化に貢献する活動を支援 応募団体数：19団体（平成21年度：13団体） 採択団体数：13団体（平成21年度：11団体） 交付金額：2,339千円（平成21年度：7,070千円）	（継続実施）	市民部
各種協定の継続・充実		
○ 各種協定の継続・充実 ・ 災害時応援協定 協定団体数：68団体（平成21年度：56団体） ・ 京都工芸繊維大学との包括協定による連携事業等の推進 ・ 京都生活協同組合と高齢者等見守り活動に関する協定を締結（平成24年3月） ・ 京丹後警察署と犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定を締結（平成24年6月） ・ 京丹後警察署と暴力団排除の措置を講じるための連携に関する協定を締結（平成24年12月） ・ 京都府立大北部医療センターと久美浜病院が教育支援等に関する協定を締結（平成25年6月） ・ 峰山商業開発株式会社と障害者福祉連携協定を締結（平成25年8月） ・ 京丹後警察署と京丹後安全・安心まちづくり協議会の設置に関する協定を締結（平成25年11月） ・ 京都府立大北部医療センターと弥栄病院が病院提携に関する協定を締結（平成26年3月）	（継続実施）	企画総務部 健康長寿福祉部 市民部 医療部 健康長寿福祉部 商工観光部 市民部 医療部



<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学法人信州大学と「連携に関する協定」を締結（平成 26 年 11 月）</li> </ul>		商工観光部
<b>市民協働のまちづくり事業の推進</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>市民協働のまちづくり事業補助金の交付【再掲】</b> 地区所有施設の整備や修繕、村おこし・地域づくり事業及びその他事業に対して補助金を交付 交付件数：154 件（平成 21 年度：149 件） 交付金額：15,990 千円（平成 21 年度：17,623 千円）</li> </ul>	(継続実施)	市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域集会施設整備事業補助金の交付</b> 地区等が行う地区集会施設の新築や修繕に対して補助金を交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築 交付件数：1 件（平成 21 年度：2 件） 交付金額：15,851 千円（平成 21 年度：24,623 千円）</li> <li>・ 修繕 交付件数：8 件（平成 21 年度：10 件） 交付金額：16,455 千円（平成 21 年度：9,049 千円）</li> </ul> </li> </ul>	(継続実施)	市民部
<b>「地域まちづくり計画」策定への支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域まちづくり計画策定事業補助金の交付</b> 交付件数：3 件（平成 21 年度：3 件） 交付金額：286 千円（平成 21 年度：315 千円）</li> </ul>	(継続実施)	市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域にぎわい創り推進員による地域まちづくり計画の策定推進（平成 24 年 7 月～）</b> 計画調査：累計 6 件 [平成 24 年度～] 計画策定：累計 7 件 [平成 24 年度～]</li> </ul>	(平成 24 年度～)	市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地域まちづくり計画の策定</b> 策定件数：累計 24 地区 [平成 22 年度～]（平成 21 年度：1 地区）</li> </ul>	(継続実施)	市民部
<b>生活・環境整備の支援</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>原材料費・重機借上料の支給（地域実施小規模公共事業）</b> 交付等件数：312 件（平成 21 年度：191 件） ※ 市道、里道、側溝等の維持管理・修繕に関する小規模な地区要望の早期実現を図るため、市民局へ予算執行権限を移管し、速やかに事業を実施（平成 25 年 4 月）</li> </ul>	(継続実施)	市民部 建設部
<b>その他</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>公民館運営体制の見直し</b> 京丹後市公民館再配置計画に基づき中央公民館の設置と地区公民館（44 施設）を自治公民館とする見直し（平成 26 年 4 月） 中央公民館：0 施設→1 施設 地域公民館：6 施設→6 施設 地区公民館：44 施設→0 施設</li> </ul>	(平成 23～26 年度)	教育委員会事務局

## 第2節 市民本位・市民起点の行政サービスの向上

### 1 行政サービスの向上

(1) 便利で分かりやすい行政サービスの提供		
市民が利用しやすい市役所		
○ 峰山庁舎に総合窓口案内担当者（1人）を試行的に設置（平成26年4月～）	（平成26年度～）	企画総務部
○ 窓口延長業務の実施 峰山庁舎 木曜日（17:15～19:00） 交付件数：354件（平成21年度：261件） 利用者数：205人（平成21年度：165人）	（継続実施）	市民部
○ 住民票の写し等の電話予約・時間外交付の実施 予約受付時間 月～金曜日（9:00～17:00） 交付場所・時間 各市民局 月～金曜日（17:30～19:00） 交付件数：47件（平成21年度：14件） 利用者数：37人（平成21年度：9人）	（継続実施）	市民部
○ 郵便局窓口における住民票の写し等の交付の実施 市内4郵便局 月～金曜日（9:00～17:00） 交付件数：530件（平成21年度：658件） 利用者数：406人（平成21年度：527人）	（継続実施）	市民部
インターネットを活用したサービスの推進		
○ 行政手続等のオンライン化 公共施設予約システム、図書館蔵書検索・予約システムなどの行政手続等のオンラインサービスを継続実施 オンライン手続件数※：16,874件（平成21年度：9,825件） オンライン手続件数割合※：32.0%（平成21年度：29.9%） ※ 地方公共団体における行政手続等のオンライン化の進捗状況調査の数値	（継続実施）	企画総務部
○ インターネットを活用した公共施設の予約 予約件数：4,593件（平成21年度：6,597件） 総件数に占める比率：21.1%（平成21年度：31.8%）	（継続実施）	企画総務部
○ インターネットを活用した図書の貸し出し予約 予約件数：7,044件（平成21年度：1,942件） 総件数に占める比率：40.5%（平成21年度：19.8%）	（継続実施）	教育委員会事務局
○ 市ホームページ機能の向上 ・ 携帯電話向けの市ホームページのリニューアル（平成23年3月） ・ 市ホームページの外国語自動翻訳サービスの開始（3か国語〔英語・中国語・韓国語〕）（平成23年12月） ・ 市ホームページのトップデザイン等の変更（平成23年12月） ・ 市ホームページに女性相談の申し込みフォームを掲載（平成24年2月） 申込件数：累計5件〔平成23年度～〕 ・ 市議会会議録検索システムを導入（平成25年10月～）	（継続実施）	企画総務部
○ 6次産業化に関する情報（商談会、補助事業等）をメールマガジンで提供（平成23年8月～） メールマガジン登録会員数：36人	（平成23年度～）	農林水産環境部

<p>○ 在宅健康管理システム事業（自動血圧計と携帯端末の貸出と保健指導）の実施（平成 22 年 12 月～）</p> <p>利用者数：延べ 142 人</p> <p>指導状況</p> <p>電話での保健指導（対応）：延べ 151 件</p> <p>メール指導：延べ 1,329 件</p> <p>訪問・来所：延べ 146 件</p>	（平成 22 年度～）	健康長寿福祉部
<p>○ 産業人材育成ポータルサイトを開設（平成 25 年 4 月～）</p> <p>公的機関が実施する各種研修事業を一元的に掲載</p> <p>講座掲載件数：77 件</p>	（平成 25 年度～）	商工観光部
<b>（2） 親しみやすい市役所づくり</b>		
<b>市立病院のよりよい雰囲気づくり</b>		
<p>○ 市立病院のよりよい雰囲気づくり</p> <p>市内保育所・小中学校・高等学校の児童生徒の写真・絵画の展示、院内ボランティアの受入れなど</p> <p>○ キッズドクター・キッズナースを開催（平成 23 年度～）</p> <p>○ 弥栄病院ふれあい祭、久美浜病院まつりの開催（平成 26 年度～）</p>	（継続実施）	医療部
<b>接遇向上リーダー（指導員）の設置</b>		
<p>○ 心くばりの市役所づくり運動の実施</p> <p>市民の立場に立った親切で信頼される対応を目的として心くばりの市役所づくり運動を全庁的に推進</p>	（平成 22 年度～）	企画総務部
<p>○ 接遇に関する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規採用研修：186 人（平成 22 年度～）</li> <li>・ 傾聴研修：69 人（平成 22 年度～）</li> <li>・ クレーム対応研修：50 人（平成 23 年度）</li> <li>・ 電話対応研修：17 人（平成 25 年度～）</li> </ul> <p>※ 各種研修の中に接遇に関する内容を取入れて実施</p>	（継続実施）	企画総務部
<p>○ 公務品質向上推進専門委員を委嘱（平成 25 年 8 月～）</p> <p>職員の時間外勤務の削減、適正な事務処理、来庁者や電話での接遇マナーの向上など、民間の視点から更なる公務能率の向上を図るため委嘱</p>	（平成 25 年度～）	企画総務部
<b>（3） 職員の意識改革</b>		
<b>改革・改善目標の宣言及び実施</b>		
<p>○ 方針共有制度の導入・実施（平成 23 年 4 月～）</p> <p>「管理者としての組織運営ツール、管理ツール」「部下と上司のコミュニケーション向上と組織目標の共有化」「職員の政策形成能力・課題解決力の醸成」「職員の意識改革」を制度のねらいとして、兵庫県小野市の取組に倣い導入</p> <p>対象課数：50 課（平成 23 年度：39 課）</p> <p>対象職員数：係長以上 198 人（平成 23 年度：課長補佐級以上 117 人）</p>	（平成 23 年度～）	企画総務部
<p>○ 心くばりの市役所づくり運動の実施【再掲】</p> <p>市民の立場に立った親切で信頼される対応を目的として心くばりの市役所づくり運動を全庁的に推進</p>	（平成 22 年度～）	企画総務部

(4) その他		
多重債務相談・支援の推進		
<p>○ 多重債務・支援室の設置  相談件数：50件（平成21年度：199件）  多重債務相談件数：45件（平成21年度：168件）  債務整理につながった件数：25件（平成21年度：87件）</p>	（継続実施）	健康長寿福祉部
<p>○ 消費生活センターの設置（平成22年4月）  相談件数：311件（平成22年度：90件）  あっせん件数<sup>※1</sup>：116件  助言解決件数<sup>※2</sup>：176件  ※1 センターの相談員が相談者と事業者の間に入り、相談者が納得するまで事業者と交渉を行った件数  ※2 相談員からの助言に基づき、相談者自身がクーリングオフや事業者と交渉を行った結果、契約解除となった件数</p>	（平成22年度～）	健康長寿福祉部 商工観光部
<p>○ 「くらし」と「しごと」の寄り添い支援センターの設置（平成23年4月）  相談人数：85人  支援人数：108人  問題解決（支援終了）者数：90人  就労者数：38人</p>	（平成23年度～）	健康長寿福祉部
<p>○ 寄り添い支援総合サポートセンターを開所（平成25年8月）  寄り添い支援センター内に「市民相談」「多重債務相談」「消費生活相談」の相談窓口を移動し、寄り添い支援総合サポートセンターとして開所</p>	（平成25年度～）	健康長寿福祉部

## 2 民間委託等の推進

民間委託等の推進		
「アウトソーシング推進に関する指針」の推進		
<p>○ 民間委託・民営化の推進</p> <p>□ 新規業務委託：11件（平成22年度からの累計、①～⑪が新規業務委託）</p> <p>① 放課後児童クラブ運営業務を民間委託  全10クラブで民間委託を開始（平成22年4月～）</p> <p>② 幼稚園給食調理業務の民間委託  ・ 1幼稚園で民間委託を開始（平成22年4月～）</p> <p>③ 小学校給食調理業務の民間委託  ・ 21小学校で民間委託を開始（平成22年4月～）  ・ 委託小学校を拡大（平成23年4月～）（21小学校→15小学校<sup>※</sup>）  ※ 学校再配置による小学校数の減少により、委託学校数が減少</p> <p>④ 中学校給食調理業務の民間委託  ・ 3中学校で民間委託を開始（平成22年4月～）（3中学校→2中学校<sup>※</sup>）  ※ 学校再配置による中学校数の減少により、委託学校数が減少</p> <p>⑤ 体育館清掃・グラウンド管理業務</p>	（継続実施）	財務部  教育委員会事務局

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の閉校に伴い民間委託を開始（平成 22 年 4 月～）</li> <li>・ 委託対象校を拡大（1 小学校→11 小学校、1 中学校）</li> <li>⑥ 八丁浜シーサイドパークの管理を指定管理者制度へ移行（平成 22 年 4 月～）</li> <li>⑦ 上下水道お客様センター業務の一部を民間委託（平成 23 年 4 月～）</li> <li>⑧ 保育所運營業務の民間委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 峰山保育所（平成 23 年 4 月～）</li> <li>・ 網野保育所（平成 23 年 4 月～）</li> </ul> <p>※両保育所は、施設を無償譲渡し、私立保育所（民設民営保育所）として開設（平成 26 年 4 月～）</p> </li> <li>⑨ 市議会インターネット映像配信業務を民間委託（平成 24 年 11 月～）</li> <li>⑩ 議会会議録検索システム業務を民間委託（平成 25 年 8 月～）</li> <li>⑪ 京丹後市立病院未収金回収業務を民間委託（平成 26 年 3 月～）</li> <li>□ 委託業務の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所給食調理業務の民間委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託保育所を拡大（平成 22 年 4 月～）（3 保育所→7 保育所）</li> </ul> </li> <li>● 網野都市下水路緊急時対応業務を民間委託（平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月）</li> <li>● 大宮最終処分場管理運營業務の完全民間委託（平成 26 年 4 月～）</li> <li>● 網野最終処分場管理運營業務の民間委託・委託範囲を拡大（平成 22 年 4 月～、埋立施設部分を追加） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託範囲を拡大し、全部委託（平成 23 年 7～、処分場受付業務などを追加）</li> </ul> </li> <li>● 診療所医療事務の民間委託の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野間診療所（平成 22 年 10 月～）</li> <li>・ 間人診療所（平成 23 年 3 月～）</li> </ul> </li> <li>● コミュニティ FM による市政情報の放送委託業務の委託内容を拡大（平成 24 年 2 月～、防災行政無線一斉定時放送における放送原稿の作成及び放送内容の録音作業を追加）</li> <li>● 「広報きょうたんご おしらせ版」印刷製本等業務の委託内容を拡大（平成 24 年 4 月～、編集作業を追加）</li> </ul> </li> </ul>		<p>建設部</p> <p>上下水道部 教育委員会事務局</p> <p>議会事務局</p> <p>医療部</p> <p>教育委員会事務局</p> <p>建設部</p> <p>市民部</p> <p>医療部</p> <p>秘書広報広聴課</p>
<b>京丹後市総合サービス株式会社の発展</b>		
<p>○ 京丹後市総合サービス株式会社の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規業務委託：5 件（平成 22 年度からの累計） 上記のうち、①、②、③、④及び⑦</li> <li>・ 既存業務の委託を拡大 上記のうち、保育所給食業務の民間委託、③及び診療所医療事務の民間委託（間人診療所）・ 年間総売上高：3.9 億円（平成 21 年度：3.0 億円）</li> </ul>	<p>（継続実施）</p>	<p>財務部 医療部</p>
<b>指定管理者制度の効果的な運用</b>		
<p>○ 指定管理者制度の効果的な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理者制度による管理施設数（平成 26 年度末）：104 施設（平成 21 年度末：113 施設）</li> <li>・ 指定管理者による公共サービスの履行状況に関して、協定等にとり、適切かつ確実にサービスの提供等がなされているかを日常的・継続的に確認するため、モニタリングマニュアルを作成（平成 24 年 3</li> </ul>	<p>（継続実施）</p>	<p>企画総務部</p>



対象課数：50 課（平成 23 年度：39 課） 対象職員数：係長以上 198 人（平成 23 年度：課長補佐級以上 117 人）		
○ 方針共有制度を人事評価制度に活用	（検討中）	企画総務部
<b>人事評価制度を生かす仕組みづくり</b>		
○ 人事評価制度を人材育成に活用する仕組みづくり 方針共有制度と勤務評定の実績と蓄積を活用した人事評価制度の構築と運用（平成 26 年度～）	（検討中）	企画総務部
<b>その他</b>		
○ 職員提案制度の継続実施 職員の士気の高揚及び活力ある組織づくりを進めることを目的に実施 提案件数：累計 17 件[平成 22 年度～]（平成 17～21 年度：43 件） 優秀提案とした件数：累計 7 件[平成 22 年度～]（平成 17～21 年度：12 件）	（継続実施）	財務部
<b>（3） その他有益な社会活動を通じた意識啓発</b>		
<b>公共交通利用促進運動の推進</b>		
○ 職員の公共交通利用促進運動の実施 職員利用実績 ・ KTR：294 回（平成 21 年度：876 回） ・ バス：265 回（平成 21 年度：506 回）	（継続実施）	企画総務部

#### 4 信頼される市役所づくり

<b>信頼される市役所づくり</b>		
<b>公務員倫理等の意識の徹底</b>		
○ 公務員倫理意識の徹底 倫理・法令違反による懲戒事案数：累計 3 件 [平成 22 年度～] （平成 17 年度～平成 21 年度：8 件）	（継続実施）	企画総務部
<b>透明性の高い市政の推進</b>		
○ 議会情報の公開 ・ 議会会議録のホームページ公開 ・ 議会本会議のインターネット配信 ・ 議会本会議のケーブルテレビ放送	（継続実施）	議会事務局
○ 市長交際費のホームページ公開 市ホームページで毎月公開	（継続実施）	秘書広報広聴課
○ 審議会等の会議の公開【再掲】 公開会議数：21 会議[61 回]（平成 21 年度：16 会議[51 回]） 傍聴人数：12 人（平成 21 年度：5 人） 一部非公開とした会議：1 会議[4 回]（平成 21 年度：1 会議[3 回]） 非公開とした会議：7 会議[24 回]（平成 21 年度：7 会議[154 回]）	（継続実施）	企画総務部
○ 情報公開条例などに基づく情報公開の推進 情報公開度ランキング調査結果（府内オンブズマン団体調べ） 平成 23 年度（平成 24 年度公表） 京都府内 1 位 平成 21 年度（平成 22 年度公表） 京都府内 9 位	（継続実施）	
○ 一般会計の予算編成過程等のホームページ公開 ・ 予算編成方針及び予算編成過程に加え、部局別優先事業のホームペ	（継続実施）	財務部



<p>ージ公開（平成 23・24 年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部局別優先事業に替えて、部局別要求ポイントのホームページ公開（平成 25 年度予算～）</li> <li>・ 予算説明資料をホームページで公開（平成 26 年度予算～）</li> <li>・ 決算附属資料をホームページで公開（平成 25 年度決算～）</li> </ul>		
<p>○ 入札結果のホームページ公表</p> <p>工事・委託業務に加え、物品等の供給及び役務の提供に係る入札結果のホームページでの公表を開始（平成 23 年 4 月以降入札執行分～）</p>	（継続実施）	財務部
<p>○ 行政評価結果の市ホームページ公開</p> <p>事務事業評価と施策評価の結果をホームページで公開</p>	（継続実施）	財務部



### 第3節 効率的・効果的な行財政運営の推進

#### 1 組織・機構の在り方

(1) 効率的な行政サービスの提供が可能な組織体制の構築		
「組織・機構編成方針」の推進		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 組織・機構の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織改革検討会議において検討</li> <li>・ 京丹後市組織・機構編成方針の一部を見直し 環境バイオマス推進課を新設（平成 22 年度） 産業雇用総合振興課を廃止し、スポーツ観光・交流課（平成 25 年度）を新設 衛生センターを課として独立（平成 25 年度）</li> </ul> </li> </ul>	(継続実施)	企画総務部
(2) 迅速で機能的な機構の構築		
プロジェクトチームの設置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ プロジェクトチームの設置 組織横断的な政策課題の解決のため、必要に応じて設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境先進都市推進プロジェクトチーム（地域特性に応じた地球温暖化対策・循環型社会構築に向けた取組、行政と市民等との役割と協働について）</li> <li>・ 地域活性化モデルケース推進プロジェクトチーム ワーキンググループ（公共交通と新シルク産業創造）を述べ3回開催し、EV タクシーの運行内容の検討、新シルク産業の取組推進について検討（平成 26 年度） ※平成 22 年度は公共交通対策プロジェクトチームとして、市営バスの料金体系の統一化、KTR の利用促進策、公共交通空白地解消策等を検討</li> <li>・ 農商工観連携プロジェクトチーム 京丹後市新経済戦略に基づく農商工観連携に係る調査研究、企画立案及び政策形成を目的とした京丹後型「農商工観連携」の推進について検討（3回開催）</li> </ul> </li> </ul>	(平成 2～23 年度)  (継続実施※) ※ 平成 23～25 年度 (休止)	企画総務部          商工観光部
消防団組織の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防団組織の見直し                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団組織数：25 分団、79 部（平成 21 年度：27 分団、80 部）</li> <li>・ 消防団組織の在り方について検討中</li> </ul> </li> </ul>	(継続実施)	企画総務部
その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ チームによる特別事務への対応 特別の事務に対応するため、必要に応じて設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 百歳健康長寿推進チーム（長寿政策、健康大長寿のさとづくり全国交流会、百歳バンザイ推進市町村連絡協議会に関すること）</li> <li>・ 工業団地造成事業推進チーム（造成事業の推進、関係部署との連絡調整に関すること）</li> <li>・ 東日本大震災「地域経済と暮らしの安定」緊急対策チーム（東日本大震災による地域経済・暮らしへの影響に対する緊急対策、関係部署との連携に関すること）</li> <li>・ 暮らしとしごとの総合サポートチーム（市民生活・債務・消費生活</li> </ul> </li> </ul>	(継続実施)  (～平成 22 年度)  (平成 23 年度～)  (平成 25 年度～)	健康長寿福祉部  商工観光部  健康長寿福祉部

相談、総合的生活・就労相談支援)		
<b>(3) 行政関連施設の見直し</b>		
<b>「保育所再編等推進計画」の推進</b>		
<p>○ 「保育所再編等推進計画」の推進</p> <p>平成 22 年 4 月 上宇川保育所と下宇川保育所を統合し、宇川保育所を開所</p> <p>平成 23 年 3 月 保育所再編等推進計画の見直し（議会可決）</p> <p>平成 23 年 4 月～ 峰山保育所・網野保育所の運営を民間委託</p> <p>平成 24 年 4 月～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 口大野、河辺及び善王寺保育所を統合し、大宮北保育所を新設</li> <li>・ 大宮南保育所内に大宮幼稚園を新設</li> </ul> <p>平成 27 年 1 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 湊、田村及び神野保育所を統合し、かぶと山保育所を新設（平成 27 年 4 月からはかぶと山こども園として幼保一体化施設として運営）</li> </ul> <p>平成 27 年 3 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吉原、長岡、新山及び丹波保育所を統合し、峰山保育所を新設（平成 27 年 4 月からは峰山こども園として幼保一体化施設として運営）</li> </ul> <p><b>【参考】</b></p> <p>平成 26 年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 和田野、鳥取、黒部、溝谷及び吉野保育所を統合し、平成 27 年 4 月から弥栄こども園として幼保一体施設として運営することを決定</li> </ul> <p>平成 27 年 4 月保育所数：14 保育所（平成 21 年度：28 保育所） 民間保育所数：3 保育所（平成 21 年度：1 保育所） 平成 27 年度幼保一体化施設：5 保育所（平成 21 年度：1 保育所）</p>	(継続実施)	教育委員会事務局
<b>「学校再配置計画」の策定</b>		
<p>○ 「学校再配置基本計画」の策定・推進</p> <p>平成 22 年 4 月 竹野小学校を間人小学校へ統合</p> <p>平成 22 年 12 月 学校再配置基本計画策定（議会可決）</p> <p>平成 24 年 4 月 島津小学校と三津小学校を再配置（拠点校：島津小学校）</p> <p>平成 25 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大宮第二小学校と大宮第三小学校を再配置（拠点校：大宮第二小学校）</li> <li>・ 田村小学校と神野小学校、湊小学校を再配置（拠点校：神野小学校）</li> <li>・ 久美浜中学校と高龍中学校を再配置（拠点校：久美浜中学校）</li> </ul> <p>平成 26 年 4 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網野南小学校と郷小学校を再配置（拠点校：網野南小学校）</li> <li>・ 溝谷小学校と鳥取小学校、黒部小学校、野間小学校を再配置（拠点校：鳥取小学校）</li> <li>・ 川上小学校と海部小学校、佐濃小学校を再配置（拠点校：旧高龍中学校）</li> </ul>	(平成 22 年度～)	教育委員会事務局

<ul style="list-style-type: none"> <li>間人中学校と宇川中学校を再配置（拠点校：間人中学校）</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>平成 25 年 9 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>網野中学校と橘中学校の再配置を決定（平成 27 年 4 月～）</li> </ul> <p>平成 26 年 11 月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>吉原小学校と五箇小学校の再配置を決定（平成 28 年 4 月～）</li> </ul> <p>平成 28 年度小学校数：19 校（平成 21 年度：31 校）</p> <p>平成 27 年度中学校数：6 校（平成 21 年度：9 校）</p>		
<b>その他</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健センター機能を移転 <ul style="list-style-type: none"> <li>久美浜保健センター機能を久美浜庁舎へ移転（平成 24 年 4 月）</li> <li>丹後保健センター機能を丹後庁舎へ移転（平成 25 年 4 月）</li> </ul> </li> </ul>	(平成 24 年度) (平成 25 年度)	健康長寿福祉部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設の見直し方針に基づく市有施設の管理運営方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の見直し方針を策定（平成 24 年 9 月）</li> <li>公共施設の施設方針に基づく見直し件数：累計 14 件 [平成 25 年度～]</li> </ul> </li> </ul> <p>(内訳)</p> <p>廃止：累計 4 件</p> <p>移譲：累計 6 件</p> <p>機能移転：累計 2 件</p> <p>用途変更：累計 2 件</p>	(平成 24 年度～)	財務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 峰山クリーンセンターの稼働期間延長 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14 年の施設設置時に平成 28 年度までの予定で稼働を始めたが、地元 4 地区との協定を締結し、平成 43 年度までの施設の稼働延長を決定（平成 26 年 12 月）</li> </ul> </li> </ul>	(～平成 26 年度)	市民部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新火葬場の建設 <ul style="list-style-type: none"> <li>網野、竹野川、及び久美浜火葬場を廃止し、新火葬場を建設（平成 27 年 4 月稼働）</li> </ul> </li> </ul>	(～平成 26 年度)	市民部

## 2 職員定員等の適正化

### (1) 定員適正化計画の推進

#### 「第 2 次定員適正化計画」の推進

##### ○ 第 2 次定員適正化計画の推進

職員数 (H27.4 現在) : 715 人 (目標 : 717 人)

H22.4 現在職員数との比較 △58 人

(継続実施)

企画総務部

#### 時間外勤務の縮減

##### ○ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減の取組を実施（事務事業の効率化や見直し、職員の意識改革の促進及び職員の適正配置、ノー残業デーの徹底等）

- 毎週水曜日に設定していたノー残業デーに加え、第 2 ノー残業デー（毎週金曜日）の取組を開始（平成 24 年 7 月～）

- 安全衛生・健康管理を踏まえた管理職用手引き（冊子）の作成（平成 26 年 8 月）

(継続実施)

企画総務部

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の自席パソコンの自動電源 OFF の取組みを実施（平成 26 年 12 月～）</li> <li>・ 年間 360 時間以上時間外勤務職員：69 人（平成 21 年度：51 人）</li> <li>・ 年平均時間外勤務：166 時間／人（平成 21 年度：147 時間／人）</li> </ul> <p>※ 病院職員並びに選挙及び災害対応を除く。</p>		
<p>○ 公務品質向上推進専門委員を委嘱（平成 25 年 8 月～）【再掲】</p> <p>職員の時間外勤務の削減、適正な事務処理、来庁者や電話での接遇マナーの向上など、民間の視点から更なる公務能率の向上を図るため委嘱</p>	（平成 25 年度～）	企画総務部
<p><b>（２） 職員給与の適正化</b></p>		
<p><b>職員給与の適正化</b></p>		
<p>○ 職員給与の適正化</p> <p>国家公務員の給与制度に準拠しながら職員給与の適正化を実施</p>	（継続実施）	企画総務部
<p>○ 一般職の給料と管理職手当のカット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給料 0.8%カット、管理職手当 4%カット（平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月）※ラスパイレース指数：99.6（カット前：100.7）</li> </ul> <p>平成 26 年度：93.0</p> <p>○平成 26 年度の給与改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間給与との較差に基づく給与改定（平成 26 年 4 月 1 日遡及）</li> <li>給料平均 0.3%引上げ、勤勉手当の支給割合 0.15 月引上げ、通勤手当の上限額の引上げ</li> <li>・ 給与制度の総合的見直し（平成 27 年 4 月 1 日施行）</li> <li>給料平均 2.0%引下げ（3 年間現給保障期間設定）、単身赴任手当の引上げ、管理職特別勤務手当の拡充</li> </ul>	（平成 25 年度）	企画総務部
<p>○ 常勤特別職の給料と期末手当のカット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長 10%カット、副市長及び教育長 5%カット（平成 22 年 4 月～平成 25 年 6 月）</li> <li>・ 市長 15%カット、副市長及び教育長 8%カット（平成 25 年 7 月～平成 26 年 3 月）</li> <li>・ 市長 10%カット、副市長及び教育長 5%カット（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）</li> <li>・ 平成 26 年度の報酬改定（平成 27 年 4 月 1 日施行）</li> <li>市長、副市長及び教育長報酬の 2%切下げ（3 年間現給保障期間設定）</li> <li>市長 10%カット、副市長及び教育長 5%カット</li> </ul>	（平成 22・23・24・25・26 年度）	企画総務部

### 3 財政の健全化

<p><b>（１） 積極的な財源確保</b></p>		
<p><b>国府事業の積極的な導入・採択</b></p>		
<p>○ 国府事業の積極的な導入・採択</p> <p>特区・地域再生計画の認定申請及び各種交付金・助成金に係る情報を関係各課へ提供</p>	（継続実施）	財務部
<p><b>ふるさと納税制度の推進</b></p>		
<p>○ ふるさと納税制度の推進</p> <p>ふるさと応援寄附金受入状況</p>	（継続実施）	企画総務部

<p>受入件数：74件（平成21年度：28件）          応援団員寄附：44件（平成21年度：17件）          受入金額：5,076千円（平成21年度：5,835千円）          応援団員寄附：1,991千円（平成21年度：1,693千円）</p>		
<b>定住促進対策の推進</b>		
<p>○ <b>定住空き家情報バンク制度の実施</b>（平成22年1月から運用開始）          空き家などの賃貸・売却を希望する所有者と希望者の情報をインターネット上でマッチングさせる「定住空き家情報バンク」について、市内宅地建物取引業者と連携して運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定住空き家情報バンク閲覧件数：33,949件（平成21年度：1,225件）</li> <li>定住空き家バンク掲載物件成約件数：23件（平成21年度：2件）</li> </ul>	（継続実施）	企画総務部
<p>○ <b>田舎暮らし体感ツアーなどの開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>田舎暮らし体感ツアーを開催（平成24年度～） 参加者数：累計29人</li> <li>田舎暮らし相談会において相談ブースを開設（平成24年度～）</li> </ul>	（平成24年度～）	農林水産環境部
<p>○ <b>丹後農業実践型学舎を開設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1期学舎生：10人（うち市外出身者：4人）</li> <li>第2期学舎生：8人（うち市外出身者：7人）</li> </ul>	（平成25年度～）	農林水産環境部
<p>○ <b>久僧定住促進住宅の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居世帯（平成26年度末）：3世帯、9人（平成21年度末：3世帯、14人）</li> </ul>	（継続実施）	建設部
<p>○ <b>空き家の改修支援事業の開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移住者による空き家の改修：4件</li> </ul>	（平成25年度～）	企画総務部
<b>未利用の市有地等の貸付、売却等の推進</b>		
<p>○ <b>未利用の市有地等の貸付、売却等の推進</b></p> <p>売却件数：17件（平成21年度：28件）          売却金額：32,594千円（平成21年度：44,482千円）          累計116,650千円[平成22年度～]          貸付金額：16,618千円（平成21年度：21,791千円）          累計90,796千円[平成22年度～]</p>	（継続実施）	財務部
<p>○ <b>インターネットによる公有財産売却</b>（平成25年1月～）</p> <p>売却実績：累計44件          売却金額：累計114千円</p>	（平成24年度～）	財務部
<b>税・料金の収納強化</b>		
<p>○ <b>税・料金の収納強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市税等徴収率 市税 現年分：98.7%（平成21年度：98.2%） 滞納繰越分：28.3%（平成21年度：11.9%） 国民健康保険税 現年分：95.4%（平成21年度：93.9%） 滞納繰越分：22.3%（平成21年度：10.0%）</li> <li>料金等収納率 現年分：96.6%（平成21年度95.9%） 滞納繰越分：25.2%（平成21年度24.0%）</li> </ul>	（継続実施）	財務部

<p>○ コンビニ収納を開始（平成 25 年 10 月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市税と 11 種類の使用料等のコンビニ収納を開始</li> </ul> <p>【収納件数比率*】</p> <p>税金：納付書等 84.7%、口座振替 9.1%、コンビニエンスストア 6.2%</p> <p>料金：納付書 8.8%、口座振替 88.1%、コンビニエンスストア 3.2%</p> <p>※ コンビニエンスストアでの収納が可能な科目のうち、平成 25 年度調定に対して平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 5 月 31 日（水道料金は、平成 27 年 3 月 31 日）までの間に収納があった件数の比率</p>		
<p>○ 京都地方税機構との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税の滞納分のコンビニ収納を開始（平成 22 年 5 月～）</li> </ul>	(継続実施)	財務部
<p>「企業立地ガイド」等を活用した企業立地・企業誘致の推進</p>		
<p>○ 「企業立地ガイド等」を活用した企業立地・企業誘致の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業立地ガイドの発送（市外企業約 1,000 社）（平成 23 年 3 月）</li> <li>・ 企業誘致フェア等への出展による誘致活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>招待状・企業立地ガイド送付：999 件 [平成 23 年度]</li> <li>企業立地ガイド手渡し：累計 1,385 件 [平成 23 年度～]</li> <li>面談：累計 434 件 [平成 23 年度～]</li> <li>アンケート実施：85 社 [平成 26 年度]</li> </ul> </li> <li>・ 企業、業界団体等訪問による広報・誘致活動 <ul style="list-style-type: none"> <li>企業、業界団体等訪問：累計 244 件 [平成 23 年度～]</li> <li>業界紙・業界団体の HP 等への掲載：5 件 [平成 23 年度]</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 松本重太郎 100 年記念プロジェクト・関西経済交流シンポジウムの開催（平成 27 年 1 月）</p>	(継続実施)	商工観光部
<p>○ 企業への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地予定企業に対する支援</li> </ul> <p>支援企業の操業実績</p> <p>平成 23 年度：1 社（工場の開設）</p> <p>平成 25 年度：1 社（工場の統合拡大）</p> <p>平成 26 年度：2 社（隣接地への工場新設）</p>	(平成 23 年度～)	商工観光部
<p>債権の管理の適正化</p>		
<p>○ 「債権の管理に関する条例」の制定と「債権の管理に関するマニュアル」の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「債権の管理に関する条例」及び「債権の管理に関する条例施行規則」の施行（平成 22 年 4 月）</li> <li>・ 「債権の管理に関するマニュアル」の作成（平成 22 年 6 月）</li> <li>・ 滞納整理計画を作成し、各料金担当課で文書、電話、訪問によると催告を行った。</li> </ul>	(平成 22 年度～)	財務部
<p>有料広告の掲載</p>		
<p>○ 市ホームページへの有料広告の掲載</p> <p>市ホームページのトップページと自然街並みライブカメラページへの有料広告の掲載を開始（平成 26 年 10 月 1 日～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲載企業数：13 社</li> <li>・ トップページ：13 社</li> <li>・ ライブカメラページ：5 社（トップページ掲載と重複）</li> <li>・ 収入額：421 千円</li> </ul>	(平成 26 年度～)	秘書広報広聴課

(2) 行財政運営のスリム化		
歳出抑制の道標の作成		
○ 歳出抑制の道標の作成（平成 23 年度～） 歳出抑制の道標に基づく一般財源削減額（前年度当初予算比較） 平成 24 年度：3.2 億円（目標：2.4 億円） 平成 25 年度：4.2 億円（目標：2.4 億円） 平成 26 年度：4.2 億円（目標：1.5 億円） 平成 27 年度：1.6 億円（目標：1.1 億円）	（平成 23 年度～）	財務部
「合併特例措置逦減対策準備基金」の設置		
○ 「合併特例措置逦減対策準備基金」の設置（平成 22 年度～） 平成 26 年度末累計額：30 億円	（平成 22 年度～）	財務部
(3) 財政計画の策定と新地方公会計制度を踏まえた情報公開による透明性の向上		
財政見通しの作成		
○ 財政見通しの作成 平成 23～26 年度において毎年財政見通し（5 か年）を作成し、市ホームページで公開	（継続実施）	財務部
「新地方公会計制度に基づく財務書類 4 表の作成と公表		
○ 新地方公会計制度に基づく財務書類 4 表の作成と公開	（休止）	財務部
その他		
○ 「わかりやすいことしの予算」の全戸配布及び市ホームページで公開 市の仕事の個別・具体的な事業内容などを市民向けに分かりやすく説明するために発行	（継続実施）	財務部
○ 一般会計の予算編成過程等のホームページ公開【再掲】 ・ 予算編成方針及び予算編成過程に加え、部局別優先事業のホームページ公開（平成 23・24 年度予算） ・ 部局別優先事業に替えて、部局別要求ポイントのホームページ公開（平成 25 年度予算～） ・ 予算説明資料をホームページで公開（平成 26 年度予算～） ・ 決算附属資料をホームページで公開（平成 25 年度決算～）	（継続実施）	財務部
(4) 予算システムの改革		
予算枠配分等による新たな予算編成システムの検討		
○ 予算枠配分等による新たな予算編成システムの検討 ・ 試行的に物件費の前年度予算の経常経費を 5%カットした額を「枠配分」額と設定し、各部局へ予算見積りを依頼（平成 24 年度当初予算編成時） ・ 普通交付税の逦減に耐え得る新たな予算編成手法を検討中	（検討中）	財務部
(5) 地方公営企業等の経営健全化		
企業会計等への繰出金の適正化		
○ 国民健康保険事業 ・ 平成 22 年 4 月以降の国民健康保険税について平均 15.7%増*（平成 21 年度対比）の税率改正を実施 ※ 平成 22 年度国民健康保険税調定額（現年度分）が 164,354 千円の増（平成 21 年度調定額対比）	（平成 22 年度）	健康長寿福祉部



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計からの繰入金について、国民健康保険法、国通知等に基づくものとし、基準内での繰入金で確実に運営</li> <li>・ 他の健康保険との重複加入者や国保の一般・退職の区分などの資格管理の適正化やレセプト点検の一層の充実を図った。</li> <li>・ 65歳以上で一定の障害のある方について、後期高齢者医療制度の選択の周知を行い、国民健康保険の医療費の削減を図った。</li> <li>・ 医療費の分析や各種広報など、医療費抑制を目的とした取組を実施 短期被保険者証交付時の接触機会を活用し、地方税機構に誘導するなど保険税収納率の向上に取り組んだ。</li> </ul>	<p>(平成 23 年度～)</p> <p>(継続実施)</p> <p>(平成 22 年度～)</p> <p>(継続実施)</p>	
<p>○ 介護保険事業会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食の自立支援サービス事業の見直しを実施 (平成 25 年 8 月～)</li> </ul>	(平成 25 年度)	健康長寿福祉部
<p>○ 国民健康保険直営診療所事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳出削減を図るため、診療所業務体制の見直し (医療事務職員を他の診療所と兼務) を実施</li> </ul>	(平成 24 年度)	医療部
<p>○ 病院事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立病院改革プランを踏まえ、経営の改善に努めた結果、収益的収支 (営業成績) が、4 年連続 (平成 21～24 年度決算) で黒字決算 (平成 25・26 年度は赤字決算)</li> <li>・ 未収金の回収事務の一部を弁護士法人へ委託 (平成 26 年 3 月～)</li> <li>・ 医療費のクレジットカード払いを導入 (平成 27 年 2 月～)</li> </ul>	<p>(平成 22～24 年度)</p> <p>(平成 25 年度～)</p> <p>(平成 26 年度～)</p>	医療部
<p>○ 簡易水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計からの繰入基準を明確化し、計画に沿った繰入 (平成 22 年度)</li> </ul>	(平成 22 年度～)	上下水道部
<p>○ 公共下水道事業特別会計・集落排水事業特別会計・浄化槽整備事業特別会計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計からの繰入基準を明確化し、計画に沿った繰入 (平成 23 年度)</li> </ul>	(平成 23 年度～)	上下水道部
<b>水洗化 (接続) 率の向上</b>		
<p>○ 水洗化率の向上のための取組</p> <p>公共下水道水洗化率 (平成 26 年度末) : 52.2% (平成 21 年度末 : 39.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期接続者への加入分担金の軽減措置 (継続)</li> <li>・ 排水設備工事の借入資金への利子補給制度 平成 22 年 4 月 新設 平成 24 年 4 月 拡充 (支払利子額の限度額を 1/2 から 10/10 以内に引き上げ) 平成 26 年 4 月 借入れは融資あっ旋制度によるものとする</li> <li>・ 下水道事業普及推進員 (2 人) の設置 (平成 22 年 5 月～)</li> <li>・ 水洗化への住宅改造補助金制度 (継続) 平成 23 年 4 月 拡充 (補助金上限額を 3 万円から 5 万円へ引き上げ) 平成 25 年 4 月 拡充 (高齢者世帯への補助金上限額を 5 万円から 20 万円へ引き上げ) 交付件数 : 197 件 (平成 21 年度 : 188 件) 補助金額 : 18,250 千円 (平成 21 年度 : 5,640 千円)</li> <li>・ 排水設備アドバイザー派遣事業を新規実施 (平成 24 年 8 月～)</li> <li>・ 公共下水道使用料の減額制度を新設 (平成 24 年 7 月)</li> <li>・ 水洗化推進本部を設置 (平成 23 年 4 月) し、職員による戸別訪問を</li> </ul>	(平成 22 年度～)	上下水道部



<p>実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水施設整備等資金融資あっ旋及び利子補給制度 平成26年4月 新設融資額は200万円以内、返済期間は10年以内、返済方法は元利均等返済、固定金利（H26：2.4%）として利子の全額補償</li> </ul>		
<b>下水道事業にかかる利用者負担の在り方の検討</b>		
<p>○ 下水道事業にかかる利用者負担の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会での下水道使用料改定条例の否決を踏まえ、公共下水道の接続推進の取組を実施（取組内容は上記のとおり）</li> <li>下水道使用料（公共下水、集落排水、浄化槽）の見直しを実施（平成26年4月使用分から下水道料を値上げ〔消費税引き上げ分を除く改定率：9.94%〕）</li> </ul>	<p>（検討済）</p> <p>（平成26年度）</p>	<p>上下水道部</p>
<b>簡易水道事業にかかる利用者負担の在り方の検討</b>		
<p>○ 簡易水道料金の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成23年3月使用分（平成23年4月徴収分）以降の簡易水道料金を改定（値上げ） ※ 平成23年度水道使用料調定額（現年度分）が43,392千円の増（対前年度調定額比）</li> <li>水道事業経営計画（平成26年11月策定）に基づき、平成27年3月使用分（平成27年4月徴収分）以降の水道料金の改定（7%値上げ）を決定 ※ 約3年毎に料金見直しを検討</li> </ul>	<p>（平成22年度）</p> <p>（平成26年度）</p>	<p>上下水道部</p>

#### 4 事務事業の見直し

<b>事務事業の見直し</b>		
<b>行政評価制度の充実</b>		
<p>○ 行政評価制度の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施策評価実施施策数：平成21年度からの累計38施策（38施策中）</li> <li>歳出抑制の議論のため、従来の行政評価の視点に新たに「歳出抑制の視点」加え、行政評価を実施（平成23年度～）</li> <li>外部評価結果の平成27年度当初予算反映状況（財政効果額）：13項目で78,985千円の削減</li> </ul>	<p>（継続実施）</p>	<p>財務部</p>
<b>補助金の見直し</b>		
<p>○ 各種補助金の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イベント補助金に補助率算定による補助金額の上限を設定（平成22年度当初予算）</li> <li>補助金等に関する基本方針に基づく見直しを実施 見直し件数（新設・拡充を除く）：累計59件〔平成25年度～〕 （内訳） 休廃止：24件 その他：35件</li> </ul>	<p>（継続実施）</p>	<p>財務部</p>
<p>○ 補助金等に関する基本方針に基づく補助金の在り方の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金等に関する基本方針を策定（平成24年9月）</li> </ul>	<p>（平成24年度～）</p>	<p>財務部</p>

ごみの収集回数の統一化、及び不燃ごみの収集方法の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ収集回数の統一 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併後、統一されていなかった「資源ごみ」、「有害ごみ」及び「不燃ごみ」の収集回数を統一（平成 22 年 4 月）</li> <li>※ 「不燃ごみ収集方法の袋収集への統一」及び「不燃ごみ袋の有料化」は、平成 21 年 10 月から実施</li> </ul> </li> <li>○ 小型家電の分別回収を実施（平成 25 年 11 月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月は国の実証事業</li> <li>※ 平成 26 年 3 月から市の独自事業として開始</li> </ul> </li> <li>○ 雑紙の分別開始（平成 26 年 4 月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古紙の集団回収の品目に「雑紙」を追加</li> </ul> </li> </ul>	<p>(平成 22 年度～)</p>  <p>(平成 25 年度～)</p>  <p>(平成 26 年度～)</p>	市民部
市営駐車場の見直し		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営駐車場の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>・ パーク・アンド・ライド駐車場の設置（平成 22 年 4 月、峰山駅東口駐車場、木津温泉駅駐車場）</li> <li>・ 市営駐車場条例を一部改正（平成 26 年 3 月） <ul style="list-style-type: none"> <li>杉ノ木駐車場、上近江駐車場、峰山小学校前駐車場、久美浜駅前第 2 駐車場の廃止（平成 26 年 5 月）</li> <li>千歳駐車場の廃止（平成 27 年 3 月）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	(平成 22 年度～)	市民部
その他		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>契約方法を随意契約から競争入札へ変更（施設の機械警備業務、車両運行業務など）</li> </ul> </li> </ul>	(継続実施)	財務部
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳出抑制の道標、外部評価結果等に基づく事務事業の見直し【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> <li>歳出抑制の道標、外部評価結果等に基づき、事務事業の見直しを実施</li> </ul> </li> </ul>	(平成 23 年度～)	財務部

#### 第4節 その他

その他		
<p>○ 議員報酬の削減            議員報酬の削減（月額4万円）（平成23年10月～平成24年5月）            議員報酬の削減（月額5%）（平成24年10月～平成26年3月）</p>	<p>（平成23～24年度）            （平成24～25年度）</p>	<p>議会事務局</p>
<p>○ 議員定数の見直し            議員定数を24人から22人に見直し（平成24年5月16日～）</p>	<p>（平成24年度～）</p>	<p>議会事務局</p>
<p>○ 全国市区の経営革新度調査結果（平成25年日本経済新聞社実施）            総合評価 23位（格付評価：AA）[前々回（平成20年）：38位]            [要素別評価]            ・ 透明度 45位（格付評価：A）            ・ 効率化・活性化度 76位（格付評価：A）            ・ 市民参加度 7位（格付評価：AA）            ・ 利便度 171位（格付評価：BBB）            ※ AA…偏差値70以上80未満、A…偏差値60以上70未満            BBB…偏差値55以上60未満</p>	<p>（平成25年度）</p>	<p>財務部</p>
<p>○ 受益者負担の適正化            平成26年4月 し尿処理手数料の改定            8円/Lから10.9円/Lへ36.25%の増額改訂※            ※激変緩和のため、段階的に値上げを実施            9円/L[平成26年度～平成27年度]            10円/L[平成28年度～平成29年度]            10.9円/L[平成30年度～]</p>	<p>（平成26年度）</p>	<p>市民部</p>

## V 改革による効果額

(単位:千円)

内容	H22	H23	H24	H25	H26	効果額
<b>民間委託等の推進</b>	5,374	23,342	28,169	35,990	25,591	118,466
業務委託の推進	3,784	9,795	8,659	9,189	6,372	37,799
指定管理者制度への移行	1,590	1,637	1,708	1,772	1,363	8,070
指定管理施設の更新	-	11,910	17,802	25,029	17,856	72,597
<b>行政関連施設の見直し</b>	8,741	30,414	51,439	72,138	△975	161,757
学校の再配置（給食調理業務の民間委託を含む）	△6,341	4,180	△3,930	△79,460	△232,179	△317,730
保育所の統廃合（保育所運営・給食調理業務の民間委託を含む）	15,082	26,234	53,082	148,099	226,351	468,848
その他（保健センター機能の移転）	-	-	2,287	3,499	4,015	9,801
公共施設見直し	-	-	-	-	838	838
<b>定員適正化計画の推進</b>	167,882	313,840	398,375	436,665	547,867	1,864,629
定員適正化計画の推進による職員数の減員	167,882	313,840	398,375	436,665	547,867	1,864,629
<b>職員給与の適正化</b>	3,390	3,293	3,474	77,880	3,533	91,570
市長等常勤特別職の給料・期末手当カット（平成22～26年度）	3,390	3,293	3,474	5,795	3,533	19,485
職員給料、管理職手当の一時カット（平成25年度）	-	-	-	72,085	-	72,085
<b>積極的な財源確保</b>	40,900	47,055	29,339	10,874	38,012	166,180
ふるさと応援寄附の推進	4,511	15,925	17,015	4,691	5,076	47,218
未利用市有地等の売却	36,389	31,130	12,324	6,183	32,594	118,620
有料広告の掲載	-	-	-	-	342	342
<b>地方公営企業等の経営健全化</b>	148,647	201,516	143,863	118,618	108,133	720,777
簡易水道料金の改定	-	46,468	36,514	29,487	34,769	147,238
集落排水使用料の改定	-	-	-	-	11,141	11,141
下水道使用料の改定	-	-	-	-	37,837	37,837
浄化槽下水道使用料の改定	-	-	-	-	△9,690	△9,690
国民健康保険税率の改正	148,647	155,048	107,349	89,131	34,076	534,251
<b>事務事業の見直し</b>	13,382	39,144	85,212	156,291	208,065	502,094
補助金等の見直し	5,820	15,040	32,141	78,209	122,991	254,201
契約方法の見直し（随意契約から競争入札へ）	6,428	14,284	13,777	12,427	8,325	55,241
その他事務事業の見直し	1,134	9,820	39,294	65,655	76,749	192,652
<b>その他行財政改革による見直し</b>	500,000	507,351	514,807	768,397	789,606	3,080,161
議員定数の見直し（平成24年5月～）	-	-	9,377	11,113	11,000	31,490
議員報酬カット（平成23～25年度）	-	7,351	5,430	6,284	-	19,065
受益者負担の適正化	-	-	-	-	27,606	27,606
合併特例措置低減対策準備基金の積立	500,000	500,000	500,000	751,000	751,000	3,002,000
<b>計（A）</b>	888,316	1,165,955	1,254,678	1,673,898	1,712,802	6,705,634
定員適正化計画の推進による人件費削減効果額重複分 <sup>注）</sup> （B）	71,684	125,957	178,679	241,655	367,170	984,915
<b>実質効果額（A-B）</b>	816,632	1,039,998	1,075,999	1,432,243	1,705,632	5,720,719

※ 改革の実施以降も関係するものは、効果額が継続するものとして試算しています。

※ 給食調理業務の民間委託は、保育所運営業務の民間委託、学校の再配置や保育所の統廃合による影響もあるため、これらの効果額を行政関連施設の見直しの項目で整理しています。

※ 学校の再配置の効果額のマイナスの表示は、取組の結果、経費が増額になったことを示しています（学校給食調理業務における委託料の増加、スクールバス路線の拡大に伴う運行経費の増加など）。

※ 保育所の統廃合の平成23～26年度の効果額については、保育所運営業務の民間委託に伴うサービス拡充分を控除した額です。

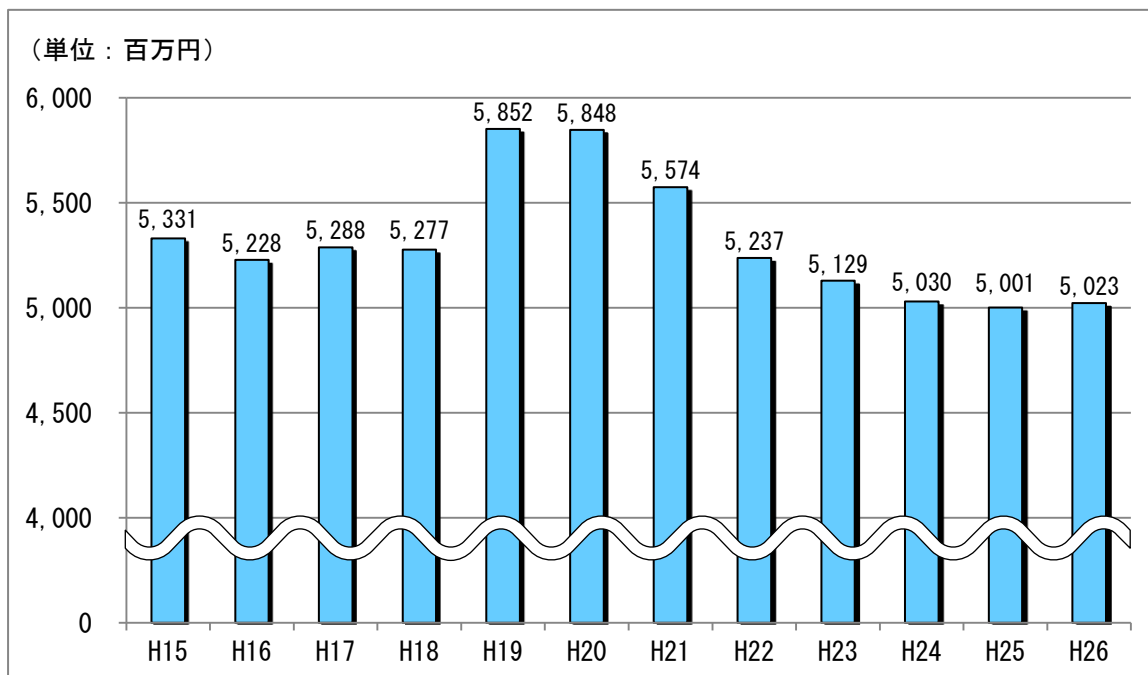
注）「定員適正化計画の推進による職員数の減員」による効果額とそれ以外の項目の人件費削減効果額について、重複する効果額を控除しています。

## VI 改革による主な数値の推移

### 1 大綱に掲げている数値の推移

#### (1) 市税収入の推移

税源移譲や定率減税の廃止などの税制改正の影響により平成19年度に増加したものの、平成21年度以降は、平成20年秋のリーマンショック以降の長引く景気の低迷により減少しています。

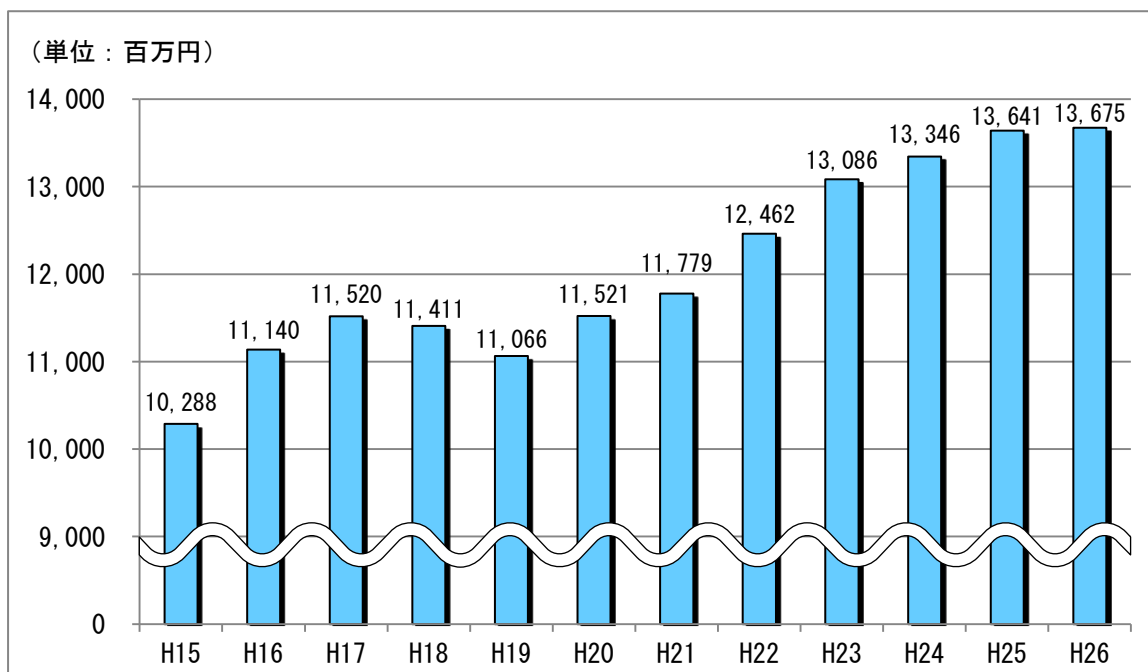


※ 平成16年度決算における旧町未収分は、平成15年度で計上。

※ 金額は、収入済額（滞納繰越分を含む）を計上。

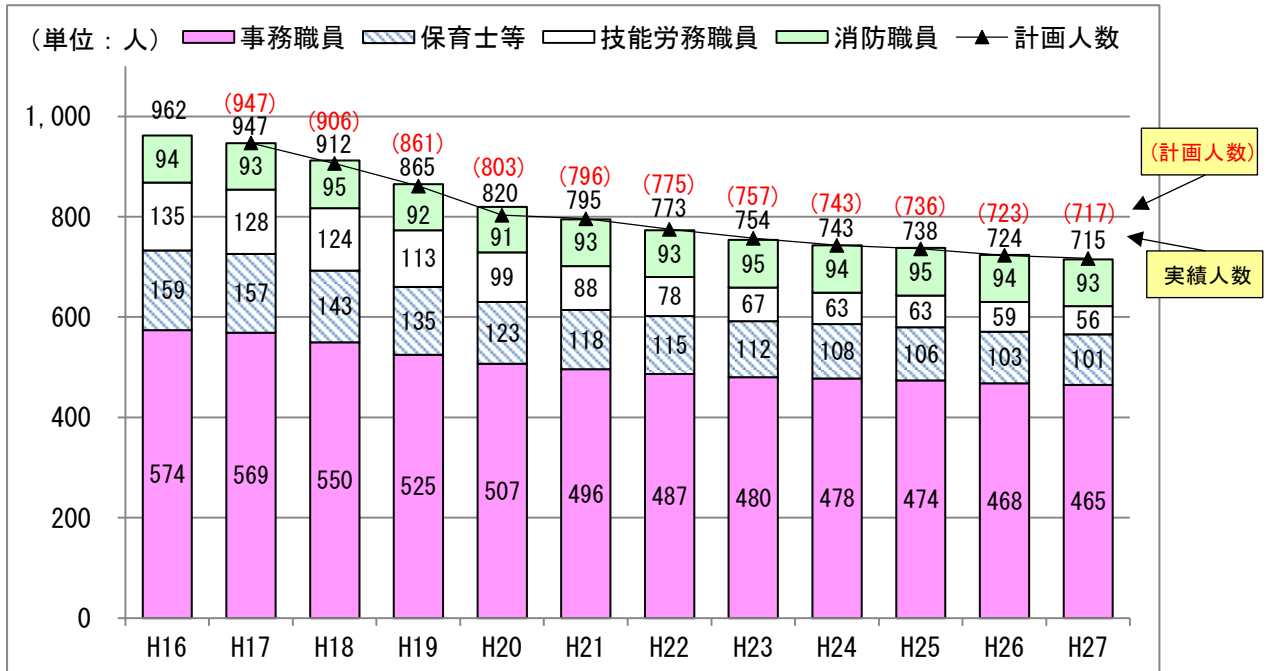
#### (2) 普通交付税の推移

国の地方財政対策などの影響で普通交付税の総額が伸びたことなどにより、合併前（平成15年度）と比べ約34億円増加しています。



### (3) 職員数の推移（各年4月現在）

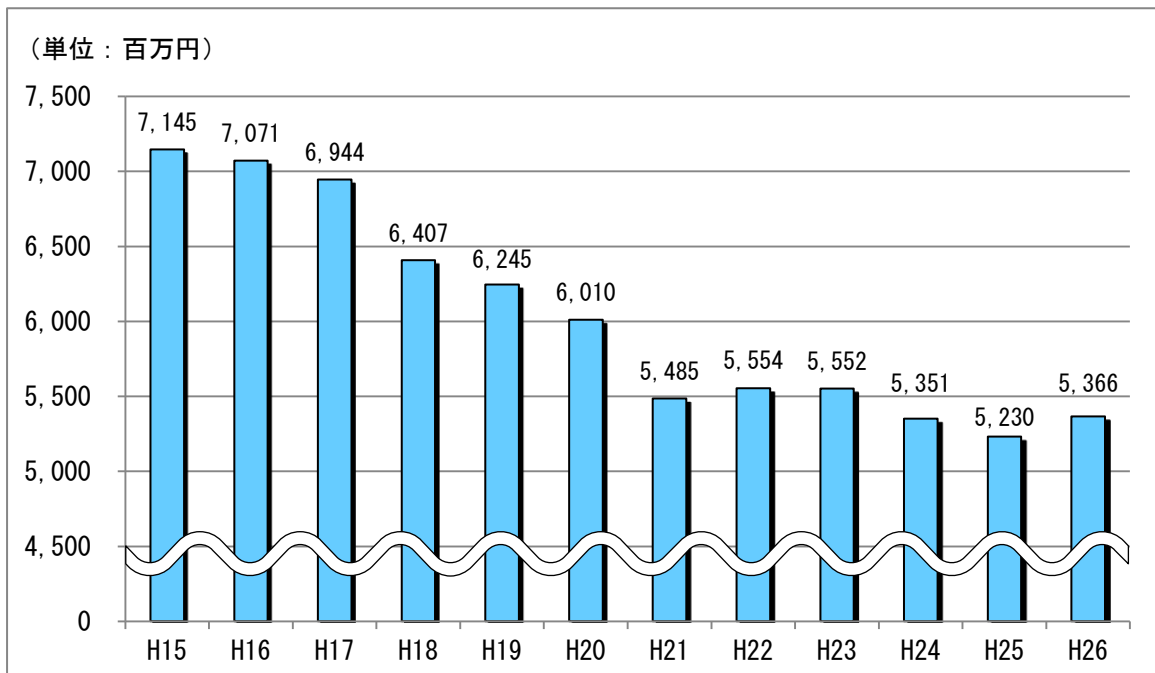
第1次定員適正化計画（期間：平成17～21年度）と第2次定員適正化計画（期間：平成22～26年度）に基づき、職員数の適正化に努めた結果、合併時（平成16年度）と比べ247人減少しています。



※ 計画人数は、定員適正化計画の人数。計画及び実績人数は、医療職を除いた人数。

### (4) 人件費の推移（一般会計）

定員適正化計画に基づく職員数の削減や職員給与構造改革（平成20年度）などにより、合併前（平成15年度）と比べ約18億円減少しています。

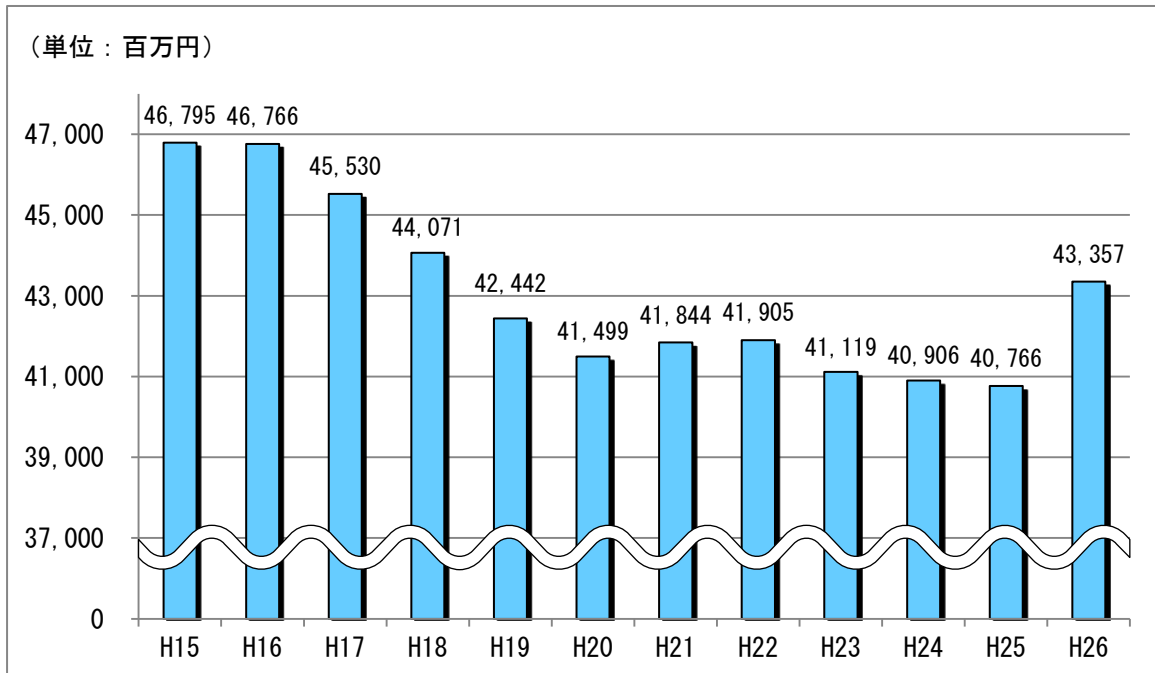


※ 平成15年度数値は、旧6町の合算額（一部事務組合分を含んでいない）。

※ 平成16年度決算における旧町未払分は、平成15年度で計上。

(5) 市債残高の推移（一般会計、各年度末現在）

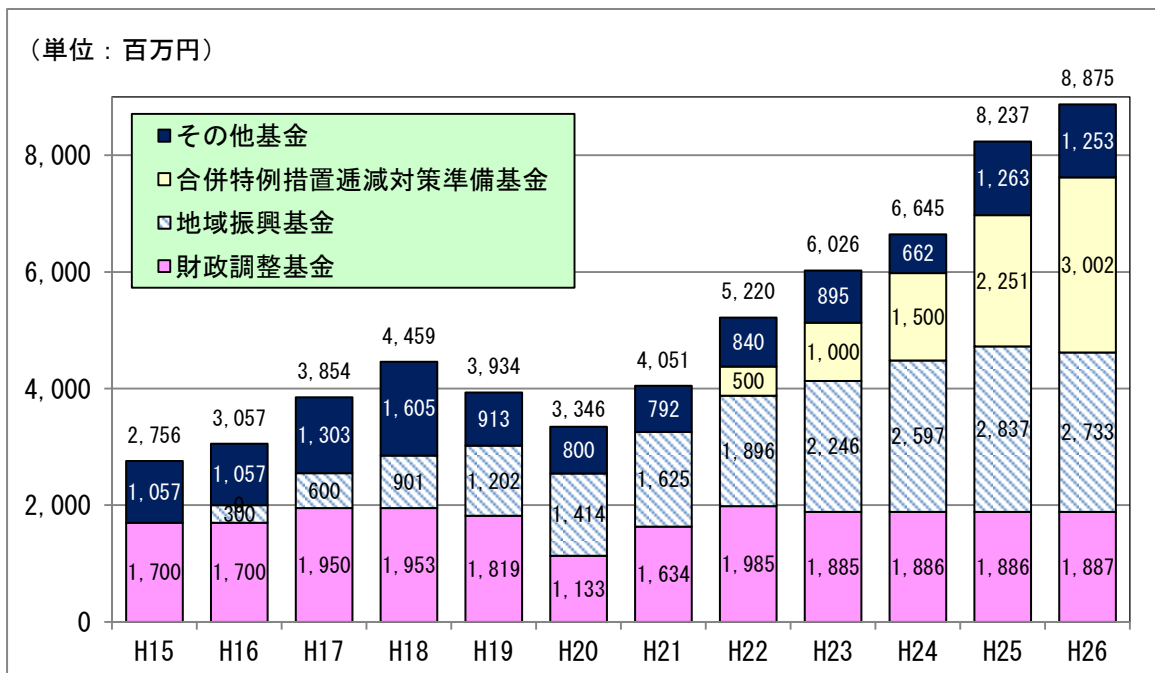
施設整備などの必要な事業を実施しつつ、市債（借金）残高の抑制に努めた結果、市債残高は、合併前と比べ約34億円減少しています。



※ 平成26年度は、峰山・久美浜・弥栄の3つの統合保育所整備、新火葬場整備、消防救急無線デジタル化など、大型建設事業を集中的に実施したため、一時的に市債残高が増加した。

(6) 基金残高の推移（一般会計、各年度末現在）

将来に向けた地域振興基金や合併特例措置逡減対策準備基金などへ積極的に積み立てたことを始め、財政調整基金についても残高維持に努めた結果、基金（貯金）残高は、合併前と比べ約61億円増加しています。

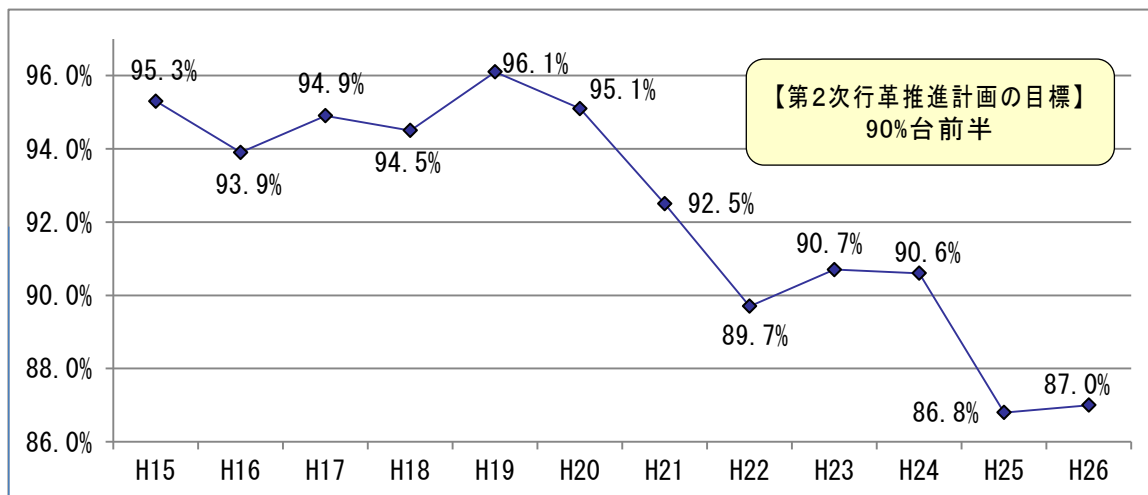


※ 単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。

## 2 推進計画に掲げている数値の推移

健全で安定した財政基盤の確立に向けて第2次行財政改革推進計画で掲げている目標指標（目標年度：平成26年度）については、次のとおり推移しています。

### (1) 経常収支比率

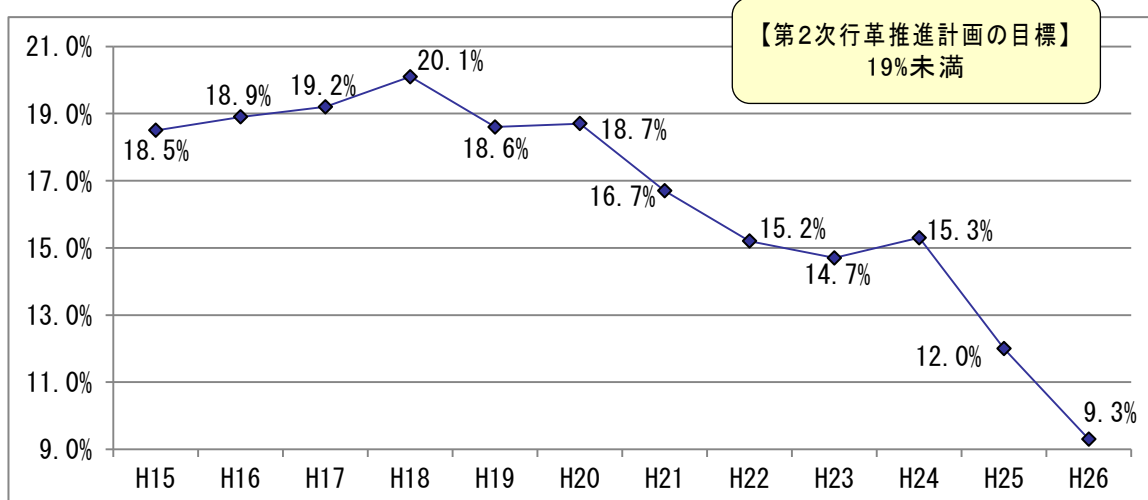


※ 平成15年度の数値は、旧6町の数値を加重平均して算出

#### 【経常収支比率とは】

地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使用されるもので、人件費、扶助費、公債費など歳出の経常経費の一般財源に市税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入の一般財源がどの程度充てられているかを示すもの。経常収支比率が高い団体は、財政構造が硬直化傾向にあるため、経常的経費の抑制に努める必要がある。

### (2) 公債費比率



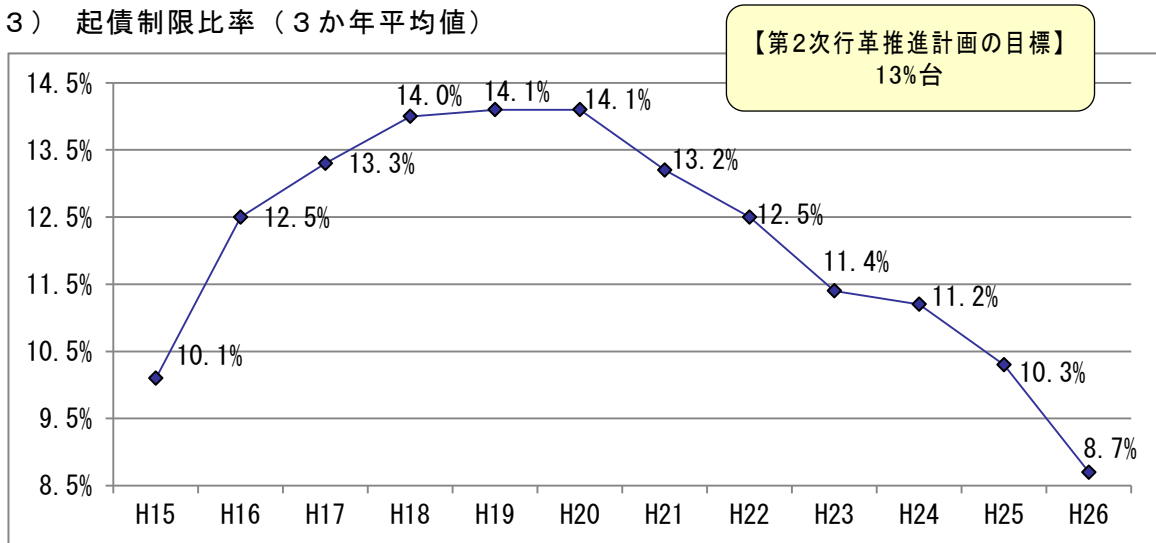
※ 平成15年度の数値は、旧6町の数値を加重平均して算出

#### 【公債費比率とは】

市税など毎年度決まって収入されることが見込まれる額に対するその年度の公債費（借金返済の経費）の割合のこと。この値が低いほど財政構造が弾力的であるとされる。



(3) 起債制限比率（3か年平均値）

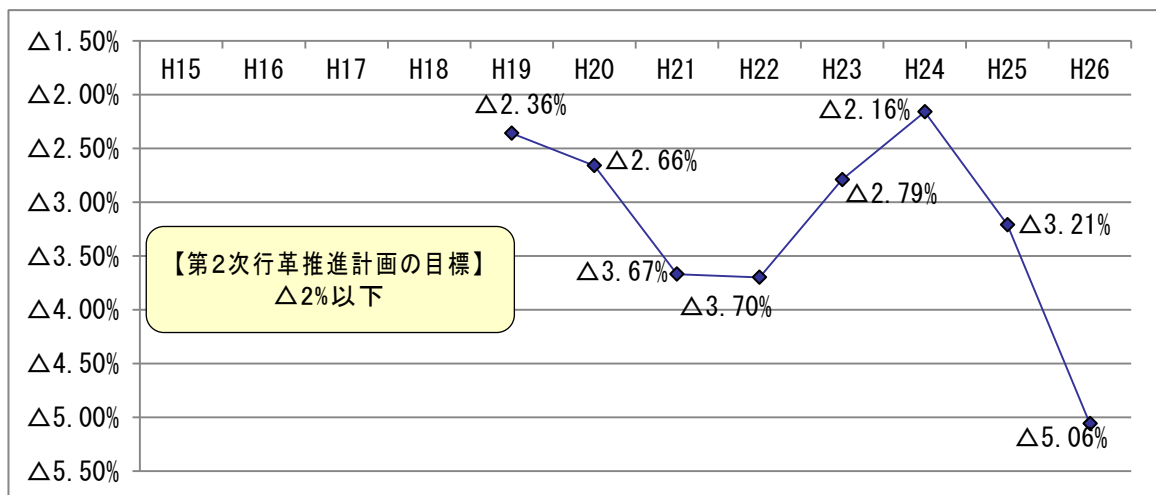


※ 平成15年度の数值は、旧6町の数值を単純平均して算出

【起債制限比率とは】

毎年度経常的に収入される財源（標準財政規模）のうち、公債費（普通交付税で措置されるものを除く）に充てられたものの占める割合。

(4) 実質赤字比率（マイナス表示は黒字）

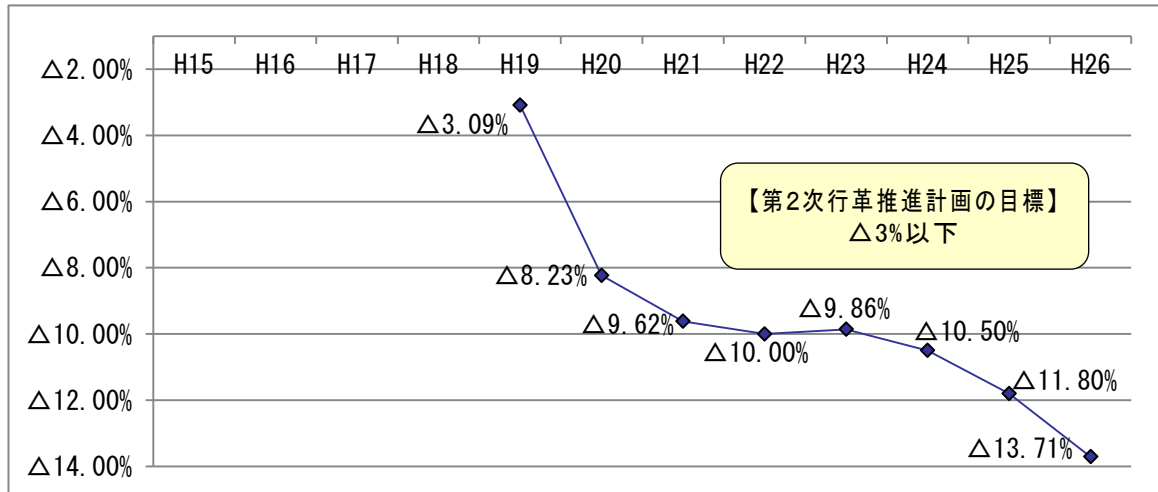


※ 平成19年度決算から公表が義務付けられた財政指標

【実質赤字比率とは】

一般会計における赤字の程度を示す指標。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表す。

(5) 連結実質赤字比率（マイナス表示は黒字）

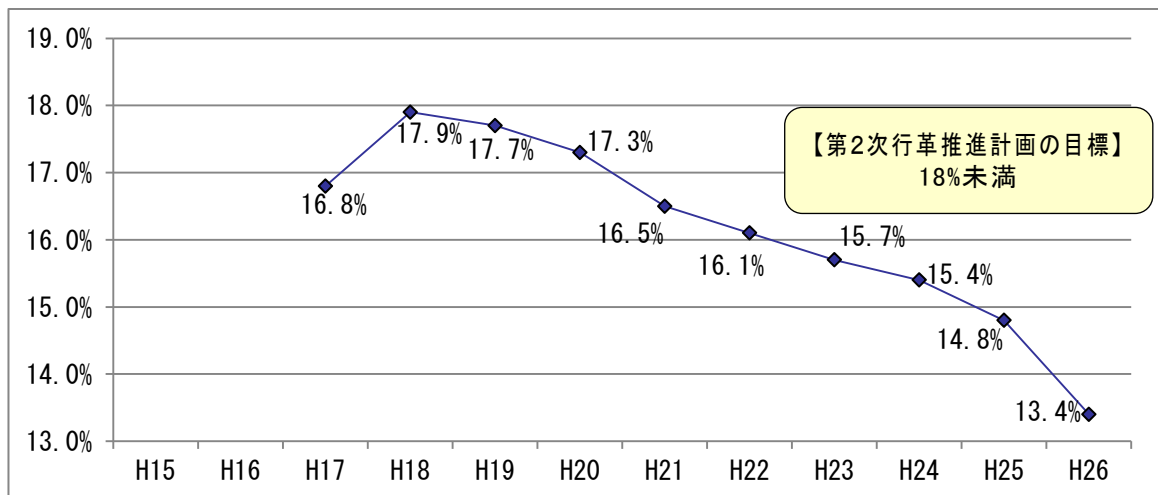


※ 平成19年度決算から公表が義務付けられた財政指標

【連結実質赤字比率とは】

特別会計や企業会計などの全ての会計を合算して算出する、市全体の赤字の程度を示す指標。数値が大きいほど財政運営が深刻化していることを表す。

(6) 実質公債費比率（3か年平均値）

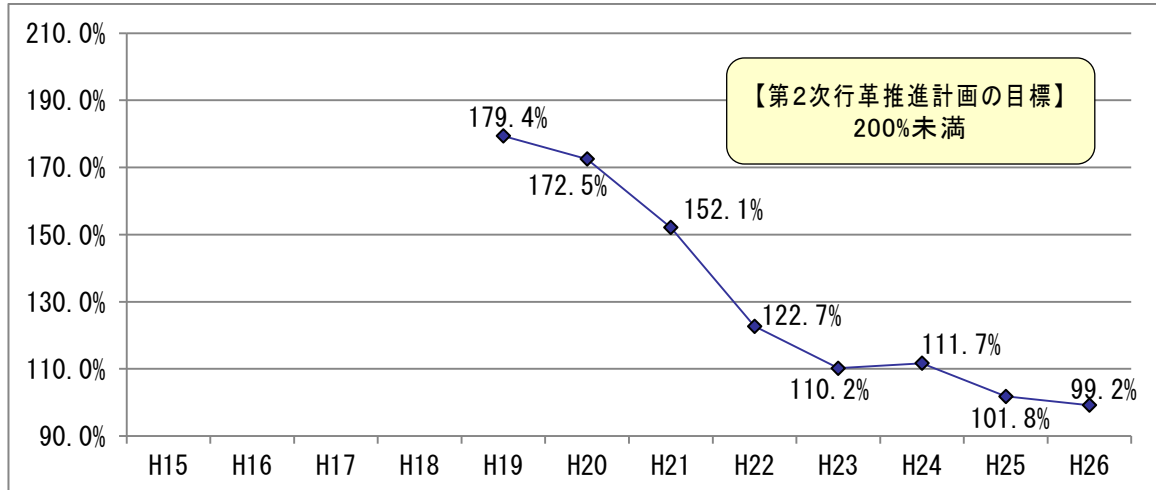


※ 平成17年度決算から採用された財政指標

【実質公債費比率とは】

地方公共団体の標準財政規模に占める借金返済額など（一般会計だけでなく、特別会計や企業会計などの借金のほか債務負担行為なども含む）の割合。18%以上になると、地方債の発行に際し知事の許可が必要となり、25%以上になると、一般単独事業などに係る地方債の発行が制限される。

(7) 将来負担比率



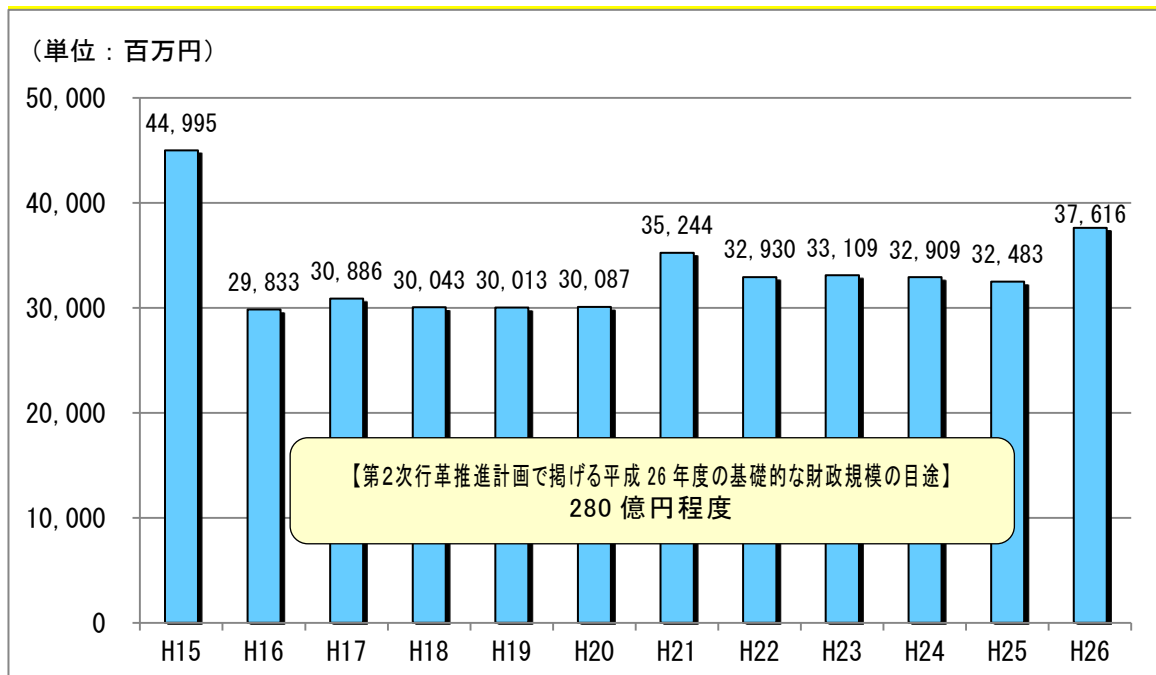
※ 平成19年度決算から公表が義務付けられた財政指標

【将来負担比率とは】

借入金や将来的に支出することが見込まれる現時点での残高を指標化したもの。数値が大きいほど将来、財政を圧迫する可能性が高いことを表す。市町村では350%を超えると早期健全化の必要があると判断される。

(8) 歳出決算額の推移（一般会計）

合併以降、人件費や物件費を中心とした歳出抑制に努めているものの、平成20年秋のリーマンショック以降の長引く景気の低迷に伴う積極的な経済・雇用対策の実施に加え、社会保障関係経費の増加や学校耐震化整備や統合保育所整備などの大型建設事業の実施などにより、平成22年度以降の決算規模は、約330億円前後で推移していました。平成26年度決算額は約376億円となりました。



※ 平成15年度数値は、旧6町の合算額（一部事務組合分を含んでいない）。

※ 平成16年度決算における旧町未払分は、平成15年度で計上。